

577
5

577-5



1200501520282

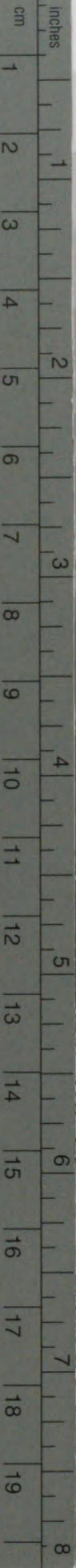
複製

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



33 12.15

889



釋寬院之淨日記

上



鞆寛政宮聯縣筆日誌

右の強辯と云ふは女・田舎中女大綱の文の字
田舎中女大綱の年絶たし其の海軍艦上の文の
清史文の大綱の四と

七日

田舎中女大綱の文の年絶たし其の海軍艦上
の文の清史文の大綱の四と
左の強辯と云ふは女・田舎中女大綱の文の字
田舎中女大綱の年絶たし其の海軍艦上
の文の清史文の大綱の四と

八日

田舎中女大綱の文の年絶たし其の海軍艦上
の文の清史文の大綱の四と
左の強辯と云ふは女・田舎中女大綱の文の字
田舎中女大綱の年絶たし其の海軍艦上
の文の清史文の大綱の四と



源氏物語

同

河津下らむるよき時なり

静寛院宮御親筆詠草

まにまに

朝の空の初花とや

梓らむるよき時なり

あまのこころは
あまのこころは

續寶淵宮崎縣筆帖草

淨付のちらみ

同一日

何清下らぬと一すから

君ららめくをゆと

まににちや

あつあつと珠と
あふあつと何と

朝の空の初をとす

梓らん名と一とらと

感謝の辭

明治元年正月、帝都の南、鳥羽伏見に於て遽かに起つた砲煙の渦卷は、己に政權を朝廷に奉還して徳川氏の覇業を美事に閉ぢた筈の十五代將軍に、朝敵の汚名を與へました。征東總督の任命、三軍の進發、それと同時に「慶喜討つべし、江戸城屠るべし、徳川の社稷は根絶すべし」との大太鼓が瞬く間に日本の隅々にまで響き亘りました。

江戸文化の潰滅と、日本全土の大混亂と、今一つ外國干涉に基く本邦未曾有の大國辱、これが戊辰兵亂の際、我國家の當面した三大危機でありました。是年四月江戸城開け渡しが談笑和平の裡に行はれて、此三大災厄は美事に取り除かれ、

二百萬の生靈が悉く無事なるを得たるは、實に歴史上の一大奇蹟であります。官軍の參謀西郷南洲と幕府の謀臣勝海舟の兩翁の美名が、今猶ほ世人に稱讚せられて居るのは實に江戸開城の勳功千載に傳ふべきものこれあるが爲めであります。然るに兩雄活躍の裏面に、血と涙とを以つて、此國難の救済に努力せられた尊き犠牲者として靜寛院宮の座しましたことが從來多くの人々から忘れられて居たのは甚だ遺憾な事であります。

靜寛院宮は孝明天皇の御妹君、幼名を和宮と稱された方で御歳十六の時將軍家茂の御臺所として御降嫁になりました。宮は御幼年の頃より有栖川宮と御婚約の御間柄であつた計りでなく、外人の徘徊する江戸の地を極度に御嫌ひになつて居

られたが、君の爲め民の爲めに、翻然御一身を擲つて、幕府の懇請を御承諾遊ばされたことは既に大なる御犠牲でありました。其より後江戸城大奥に於ける宮の御生涯は孝貞雙つながら麗はしく、謙讓仁慈共に芳しく、御身天神の裔に座ましながら、人間として、臣子として、將又婦人として崇高無類の模範を垂れさせられたのであります。殊に戊辰の變亂に際しては、朝廷と徳川氏との中間に在つて獻身的の御努力を遊ばされて一には徳川氏を救助し、二には江戸の府城と二百萬の市民を保護し、三には國家の危急を御援ひ遊ばされたのであります。

靜寛院宮は明治十年九月二日函根塔の澤に御靜養中薨去遊ばされ、寶壽僅かに三十二歳の御一生を終らせられ本日は恰

四
かも滿五十年の御忌辰であります。此間宮様の犠牲的大精神によつて援はれたる新日本も明治大正の大御代を過ぎて空前の大發展を遂げ、今や世界三大強國の一に列することとなりました。然しながら内には國民思想善導の聲高く、外には新文明の輸入益々滋く、内治外交多事多難、帝國の前途猶遠なりと謂はなければなりません。此際戊辰の大難に當つて國家の危急を御救治遊ばされた宮の鴻恩を感謝し、婦道人道臣道の三徳を飽迄も貫かれた宮の高徳を仰ぐことは機宜に適した舉であるとの確信致します。是れ本會が萬難を排して本書の出版を敢行した所以であります。

靜寛院宮の御生母觀行院の生家である伯爵橋本實穎氏と、宮の侍女宰相典侍嗣子の生家である伯爵庭田重行氏が、本會

の趣旨に賛同せられ、多年秘庫に襲藏せられて居た多くの貴重資料の提供を快諾せられ、維新史料編纂會が其所藏に係る御日記以下全部の副本に據つて原稿整理の便を與へられたことは本會の深く感謝する所であります。猶ほ本書出版に就ては本多辰次郎、芝葛盛、田邊勝哉三氏の援助に依ること多く、又本書の編輯に關しては専ら樹下快淳氏の懇切なる指導を蒙りました。茲に併せ録して本書と共に永く其厚意を傳へ度いと存じます。

昭和二年九月二日

會長 伯爵 正親町公和謹識

例言

一、本書上下二卷題して靜寛院宮御日記と言ふも、宮御親筆に係るものは、上卷第一に收めたる御日記と、次に掲げたる御詠集のみ、他は皆御生母及び侍女の筆に成りしもの、されど何れも専ら宮の御行状を誌したるものなれば便宜此總題の下に收めたり。

一、靜寛院宮御日記 原本六冊、悉く宮御親筆の儘橋本伯爵家に秘藏せらる。もと單に日誌又は日次と稱せられ、今の題號は編者の新に附したるものなり。中に就き明治元年日誌は夙に筆寫して諸家に其副本を藏するあり、又嚮に印行せられて世に公にされたることあれど、他は皆從來世に出しことなきものなり。

一、靜寛院宮御詠集 原本十四冊、これ亦宮御肉筆の詠草なり。宮は御幼少の頃より既に諸藝を習得せられ、中にも歌道には最も至り深く座しませり。現存の詠草中十三冊は明治三年以後の御草稿なれど、他の一冊は多年の御詠を親しく御集成遊ばされしもの、如く御降嫁道中の御詠とおぼしきも多く交れり。從來

宮の御詠として世上に喧傳せらるゝ秀歌の多くは宮の御親筆本には洩れたれど、しかも詠草に見ゆるものゝみにても其數一千七八百首にも達するを以つて見れば、宮が如何に敷島の道に御堪能なりしかを察すべきなり。本書には右の御詠草中より宮の御心事を窺ひ奉るに足る御詠は洩れなくこれを掲げ、其他花鳥風月の御歌若干を加へて三百六十三首を収めたり。編者が宮の御集を撰定するに當り御詠千數百首を悉くカードに採り別に索引を作り類歌相似歌を識別するに最も嚴密なる意を用ゐたり。されど本書内容ページ數に限りあるを以て、出色の御詠の此集に漏れたるもあらん。

一、靜寛院宮御消息 本書は原題を御文往返の寫と稱し宮御自身又は宰相典侍嗣子が宮の命を奉じて宮廷の女官、朝廷の重臣など、往復せられたる御消息の控書にして嗣子の筆に成りたるもの原本五冊の中一冊は伯爵庭田重行氏の所藏に係り、他は皆橋本伯爵家に藏せらる。今その内より御降嫁後の朝幕關係、政治的變動が大奥に及ぼせる影響、其他宮の御徳操を偲び奉るに足るものは漏れなく収録したゝ時候の挨拶、恒例の贈答等に關するものは間々之を省略したり。

一、觀行院手留 觀行院は宮の御生母橋本經子、權大納言橋本實久卿の第五女なり。仁孝天皇の朝天保十年十二月選ばれて宮嬪に列し新典侍と稱せらる。宮の徳川氏に降嫁せらるゝや隨從して江戸に下り爾後終世宮に近侍し、慶應元年八月江戸城内に逝去せらる、時に年四十二。本書はその手記に係り、主として宮御幼時の覺書にして、父帝崩御の後に生誕せられたる宮を憐れみ給ふ母性の至情と本邦婦人の最高模範たる宮の玉成が、その御成人期の御教養に基くもの多きに居ることゝを窺ひ得べく、洵に貴重なる資料なり。本書はもと「和宮様御留」和宮様御色直御祝留「御ふかそき御祝留」和宮様御ふくのおぼへ「和宮様御有卦入御祝の留」和宮様御雛留等と題せられたれど便宜手留の總名の下に收めたり。

一、本書に收めたる諸書は何れも維新史料編纂會に藏する副本に據りて謄寫し更に橋本庭田兩伯爵家秘藏の原本に就きて校定したり。

一、本書背文字は宮御親筆の御日記及御詠草中より撰出配合せるもの、卷中各編の最初に掲げたるは夫々原書の題號を撮影せるものなり。

一、本書に收めたる諸書は何れも原意を尊重し編者の私意を以つて猥りに改竄せ

す、單に「マ、」不明等の符號を附して疑を存したるのみ。御詠集中送り假名の足らざるもの、並に現今の假名遣に反するもあれどすべて原の儘に従ひ、其他御消息御日記等の缺字擡頭等の儀禮的書式も勉めて原形に従ひたり。只女房文に多く見ゆる萬葉假名變態假名等は活字製作に頗る困難なるを以つて「り」「ゑ」等三四特殊のもの以外は普通の活字を用ゐたり。

靜寬院宮御日記上卷目次

靜寬院宮御年譜

靜寬院宮御日記

明治元年.....	一
明治二年.....	九三
明治三年.....	一三一
明治四年.....	一九四
明治五年.....	二二六
明治六年.....	二三九

靜寛院宮御詠集

明治三年……………二五三
 明治四年……………二六三
 明治七年……………二六七
 明治八年……………二六七
 明治九年……………二七三
 年代不明……………二七六

靜寛院宮御消息

文久二戌年……………三〇九
 文久三亥年……………三二六
 文久四子年(元治元年)……………四七〇
 元治二丑年(慶應元年)……………四九二

慶應三卯年……………五二六

觀行院手留

和宮様御留……………五四一
 和宮様御色直御祝之留……………五四九
 和宮様御服の覺……………五五一
 和宮様御深會木御祝之留……………五五五
 和宮様御有卦入御祝之留……………五五九
 和宮様御紐直御祝の留……………五六三
 和宮様年中の留……………五六九
 和宮様御雛滿留……………五九一
 御降誕に付和宮様より進せられ物御留……………五九五
 觀行院御用覺……………五九七

卷頭寫眞

靜寬院宮御親筆詠草

明治三年

靜寬院宮御親筆日記

明治元年三月

觀行院眞蹟

觀行院手留(上) 和宮御服覺(下)

靜寬院宮略御年譜

御年齡	年號	月日	御事	歴
一歲	弘化三年	閏五月十日 同十六日	橋本邸ニ於テ御降誕 <small>仁孝天皇第八皇女御母權大納言橋本實久息女經子</small>	
四歲	嘉永二年	五月二十三日	初メテ參内	
六歲	嘉永四年	七月十二日 十二月九日	有栖川宮御入門熾仁親王ニ就テ天仁於波傳授 有栖川宮熾仁親王ト御婚約ヲ結バル 深曾木之儀ヲ舉ゲラル	
十二歲	安政四年	十二月十一日	御鐵漿初	
十五歲	萬延元年	二月二十三日 四月十一日 五月四日 五月十一日	桂御所へ御移住 所司代酒井忠義老中奉書ヲ上リテ御降嫁ヲ奏請ス 勅シテ御降嫁ノ請ヲ却ク 所司代酒井忠義關白九條尙忠ニ就キ重ネテ御降嫁ノ 勅許ヲ請願ス	



十五歲	萬延元年	五月十九日 七月二十九日 八月六日 八月八日 八月十三日 八月十五日 八月十八日 八月二十三日 十月九日 十月十八日	宸翰ヲ關白ニ下シ再ヒ幕府ノ請ヲ却ケシム 幕府攘夷實行ヲ誓ヒ御降嫁勅許ヲ切願ス 宸翰ヲ下シ橋本實麗ヲシテ宮ニ御降嫁ヲ勸メシム 宮上書降嫁ヲ固辭ス 宸翰ヲ關白ニ賜ヒ皇女壽萬宮ヲ以テ和宮ニ代ラシメ ントノ聖慮ヲ内示セラル 宮恐懼御降嫁奉命ヲ決意セラル 宸翰ヲ下シテ降嫁勅許ヲ幕府ニ内達セシム 有栖川宮和宮トノ婚儀延期ヲ出願ス 將軍家茂特使ヲ派シ和宮降嫁ノ勅許ヲ請フ 勅シテ皇妹降嫁ヲ聽許セラル
十六歲	文久元年	三月二日 四月十九日 四月二十四日 八月五日 八月二十四日	幕府東海道水害ト人心不穩ナルトヲ以テ和宮御東下 ノ延期ヲ請フ 内親王宣下御名ヲ親子ト賜フ 石清水八幡御參詣 和宮京都御發興ノ期日ヲ定ム 勅ヲ幕府ニ下シ和宮御希望個條ノ實行ヲ誓ハシム

十六歲	文久元年	九月十日 九月十四日 九月二十三日 十月三日 十月十五日 十月十七日 十月二十日 十一月十五日 十二月十一日	幕府老女花園村瀬等御迎ノ爲メ上京 修學院御遊覽 加茂兩社北野天滿宮御參詣 嚴儀ヲ整ヘ祇園御社參首途ノ儀ヲ行ハル 東向御請暇ノ爲メ參内 特ニ隨從勅使岩倉千種兩卿ヲ召見シ宮御擁護ノ叡慮 ヲ内示セラル 京都御發興東向ノ途ニ上ラル 中山道ヲ經テ是日江戸御着清水邸ニ入御 江戸城ニ御入興
十七歲	文久二年	二月十一日	御婚儀ノ大典ヲ舉ゲラル
十八歲	文久三年	三月四日 六月十六日	將軍家茂上洛和宮夫君ノ無事ヲ神佛ニ祈願セララル 將軍江戸ニ還ル
十九歲	元治元年	正月十五日 五月二十日	將軍再度上洛 將軍歸府
二十歲	慶應元年	五月十六日	將軍家茂長州親征ノ爲メ江戸進發是ヨリ後和宮捨身

二十歲	慶應元年	八月十四日	至誠戰勝ヲ神佛ニ祈ラセラル 御生母觀行院江戸城内ニ於テ逝去
二十一歲	慶應二年	七月二十日	將軍家茂大坂滯陣中ニ去
		九月六日	將軍家茂ノ遺骸江戸城ニ歸還
二十二歲	慶應三年	十月二十三日	家茂ヲ増上寺ニ葬ムル
		十二月九日	御薙髮靜寬院宮ト稱セラル
		十二月二十五日	孝明天皇崩御
二十三歲	明治元年	正月九日	明治天皇踐祚
		十月十四日	將軍慶喜上表シテ大政ヲ奉還ス
		十二月九日	王政復古ノ大詔ヲ發セラル
		正月三十一日	鳥羽伏見ノ變起ル 諸道ニ鎮撫總督ヲ派遣ス 前將軍慶喜海路江戸ニ還ル 宮慶喜ヲ引見謝罪歎願ノ事ヲ議セラル 上龍藤子ニ親書ヲ授ケ急ニ上京セシム德川氏救援ヲ歎願センガ爲メナリ

二十三歲	明治元年	二月九日	有栖川宮熾仁親王ヲ東征大總督ニ任命ス
二十三歲	明治元年	二月十二日	慶喜上野大慈院ニ入りテ謹慎ス
		二月二十六日	宮書ヲ橋本實梁ニ與ヘ御一身ノ進退ニツキ決ヲ求メラル
		三月八日	宮江戸市民鎮撫ノ教諭ヲ發ス
		三月九日	山岡鐵太郎駿府ニ至リ歎願書ヲ大總督府ニ呈ス
		三月十一日	宮令旨ヲ山王社ニ下シ民情靜穩ノ祈禱ヲ修セシム
		同月同日	宮上藤藤子ヲ沼津ニ遣ハシ官軍ノ江戸進擊中止ヲ東海道先鋒總督ニ歎願セシム
		三月十三日	宮老女玉島ヲ板橋ニ遣ハシ東山道先鋒總督ニ進軍中止ヲ請ハシム
		三月十四日	勝、西郷高輪薩邸ニ會見官軍ノ江戸攻撃中止ノ事決ス
		三月十八日	重ネテ江戸市民鎮靜ノ教諭書ヲ發セラル
		四月四日	勅使橋本實梁等江戸城ニ登リ德川氏處分ノ勅命ヲ傳ヘ家名繼續ノ恩命ヲ下ス
四月六日	宮清水邸ニ移御		

二十四歲	明治二年	正月二十一日 二月三日	東京御發輿 京都着御聖護院ノ假御所ニ入御
二十三歲	明治元年	四月十一日 閏四月二十八日 五月朔日 五月二十四日 五月二十七日 六月二十四日	江戸城受授ノ事アリ 勅使三條實美田安龜之助(後家達)ニ德川宗家相續ノ朝命ヲ傳フ 田安龜之助宮ノ居館ニ移ル 龜之助ニ駿府城主七十萬石下賜ノ朝命ヲ下ス 宮ニ上京勸告ノ朝命アリ是日上書シテ龜之助移封舊臣安堵ノ後命ニ從ハンコトヲ奉答ス 宮田安慶頼ニ德川氏減封ト雖モ祖宗ノ追孝ト臣下ノ給與トヲ厚クシ御一身ハ質素省略ニ從ハンコトヲ沙汰セラル 德川龜之助駿府ニ移ル 明治天皇御東幸是日江戸ニ著御アラセラル 宮勅命ニ由テ參内天顔ヲ拜ス 増上寺ニ御參詣親シク德川氏ノ廟ト御生母ノ墓所トヲ拜セラル

二十六歲	明治四年	四月五日	朝彥親王ノ舊邸ニ移御
二十八歲	明治六年	四月六日	二品ニ敍セラル
二十九歲	明治七年	七月八日	東京御歸還麻布ノ邸ニ入御
三十二歲	明治十年	九月二日 九月十三日	八月御發病函根塔ノ澤元湯ニ御轉地是日薨去 御遺言ニ由リ増上寺昭徳院廂所ニ奉葬

靜寬院宮御日記

日	時	御事	御時	御事
一	八
二	八
三	八
四	八
五	八
六	八
七	八
八	八
九	八
十	八
十一	八
十二	八
十三	八
十四	八
十五	八
十六	八
十七	八
十八	八
十九	八
二十	八

日記

靜寛院

明治元年

正月

九日 慶喜より薩罪狀奏聞之書付會津家來書狀表方より入錦小路持參

右書狀之文は當月三日慶喜上洛の處薩長と戦争ニ及慶喜ハ二條へ入城之由

十二日 曉慶喜軍艦ニ而歸府錦を以申聞られ候次第去ル三日上洛之處薩長勢に

無謀にさゝへ候ニ付無據戰爭に及候處徳河反逆の色顯候やに

朝廷へ聞召れ候間一先東歸之由何れ面會之上委細申され候由ながらあらし

申聞られ面會は追て申され候趣午刻比錦より承る

天璋院御方ハ對面致され候や所存尋候處面會のよし返答之事天御方ハ即日申

刻比面會

十四日 天御方より予面會取成慶喜頼のよし并ニ慶喜退隱願ニ付相續人體天御方へ相談之事

十五日 天御方より慶喜面會頼れ承知候事午刻過當方へ入來面會其節申され候次第時勢を察し舊冬大政返上の建白

奏聞候處聞し召れ諸藩を召追々上京に成候間廣く公論を盡し可申存念之處十二月九日俄ニ尾越土藝薩 宮門をかため即刻 御變革仰出され三條へ尾越御使にて慶喜官位辭退并ニ知行二百萬石給り其餘は差上候様御さたニ付家臣一同大沸湯兵端も可開勢ニ付鎮撫之爲ニ下坂致され少々鎮り候處正月元日尾越下坂知行之事御請催足并ニ上京之様申開候に付同三日先手進發四ツ塚關門にて長州勢何者と各候間徳河上洛先供之旨答候處徳河ニ候ハハ入京相止られ候趣申張られ問答之うち薩長の勢より砲發ニ付不得止戰爭ニ及候處朝敵之汚名を蒙り猶坂城に 敕使下され薩長付添之趣傳聞ニ付猶々沸湯之事と思はれ坂城は尾越へ預一先歸府のよし承る

十六日 天璋院御方より此度之事ニ付慶喜退引相願候所存ニ付相續人體相談付てハ右之次第且ハ此度の御誤

朝廷へ予より傳奏の様天御方へ頼の由ニ付亥刻過天御方當方へ入來右の相談退引之事ハ同意慶喜退引并ニ相續人體の事は表立候事故取次理申候事御わびの處は承知候事

十七日 相續人の事老中所存尋られ候てはいかやと天御方へ申入午刻頃彌朝敵と相成追討使仁和寺宮へ御初官軍十一日御進發桑名城御請取直に當地へ御進軍今日ハ宮禰邊のよし

右ニ付中途へ此方女使差立慶喜歎願書持參致させ候様頼度趣慶喜申入られ候よし天御方より承る申刻過天御方予同座にて慶喜面會前件之通申述猶勘考之上返答ニ可及旨答置家來共示談之上二ヶ所へ差出す趣錦より答させ候事仁和寺宮へ藤橋本少將へ玉島と申付る供廻り禮服之處錦へ申付置子刻頃慶喜歎願書出來錦持參直に認直しの様錦を以申聞候事

十八日 昨夜の書付兩度催足已刻頃錦持參猶又差もとし藤玉島慶喜に直談未刻

認直し野村持參猶又辭官祿高之事認められ候様申出す申刻右之事は予文中へ認
吳候様頼れ候事

十九日 遠見歸り迄出立見合之事申出す

女使京都差立吳候様天御方を以慶喜より頼のよし錦申來る

二十日 使の事承知しかしそれにて安心と申譯にて無やそれにてよろしき
や今一應承り候上申付可と錦を以慶喜へ申聞未刻過使彌と頼られ候間藤へ申
付慶喜謝罪之書請取明日出立と治定夫々へ申渡す橋本父子へ直書二通慶喜歎
願書一通右三通文宮に入藤持參少將の文案

叡慮の程も伺不申願出候も恐入候へども心痛ニ堪兼願こゝろみ^り去ル

三日召ニ依慶喜上洛之處不慮之戰爭ニ相成 朝敵之汚名を蒙り候間一先

歸府之處徳河征伐之爲官軍差向られ候やニ承り當家之浮沈此時と心痛致し

^り慶喜より承り候趣ハ委細藤より申入候通に候何分雙方を承り不申候
ては理非分り兼候此度之一件ハ兎も角も慶喜是迄重々不行届の事故慶喜一
身ハ何様ニも仰付られ何卒家名立行候様幾重ニも願度さ後世迄當家 朝敵

之汚名を残し候事私身に取候てハ實ニ残念ニ存爲參候何卒私への御憐愍と
思しめされ汚名を雪家名相立候様私身命ニかへ願上^り是非々々官軍差
向られ御取つぶしに相成候ハ、私方も當家滅亡を見つゝながら居候も殘
念ニ候まゝ、急度覺悟致し候所存ニ候私一命ハ惜不申候へ共 朝敵と共に身
命を捨候事ハ 朝廷へ恐入候事と誠ニ心痛致し居候心中御憐愍察有らせられ
願之通家名之處御憐愍有らせられ候ハ、私ハ無申迄も一門家僕之者共深く
朝恩を仰候事と存^り何卒^く此處よく^く御申入御頼申入^りなを
同役衆へもよろしく御申傳へ御取計の事御頼申入^り以上

靜 寬 院

橋本少將殿に

二十八日 橋本大納言より十六日認の文著此度の一條三日慶喜會桑松山を引率
して京都へせめ上り候ニ付在京大名へ防禦仰付られ慶喜敗軍坂地へ退行方不
分明ニ付仁和寺宮御初堂上口々へ出張仰付られ候由しかし徳河家名は謝罪
之筋ニより相立候やニ申來ル<sup>台文ハ有馬遠江守
家來もちかへる</sup>

二月

七日 橋本大納言より正月二十八日認の文著右は此度の一條ニ付文又ハ使などにては六ヶ敷故上京願てはいかゝと申來ル仲村へ見せ置并に三封の事少將他行中ニ付右大辨宰相より返事先留置候様と申來ル橋亞相よりも同斷申來ル

十一日 慶喜謹慎よろしからず候てハ取成も致兼候趣諸藩より申來り候ニ付慶喜上野山内へ退去致し家政向ハ田安中納言津山確堂へ頼候趣慶喜より天御方へ申入られ天御方より承る戌刻頃尾越へ奏聞頼ミ謝罪の書并ニ家臣へ布告の書付表より入野村持參

十二日 卯刻過慶喜退去相濟候事巳刻京都へ傳奏頼の歎願書天御方より請取猶慎の始終見届の上差出す可旨錦を以天御方表方へも申聞置右ニ付輪王寺へ直書出す天御方よりも同様ニ付出來にて天御方へ廻し置明日一緒ニ出され候由承る 右文言

此度ハ誠ニ存よらぬ大事出來致し 朝廷に對し恐入^り當家の浮沈此時と日夜苦心致し居候慶喜ニも深く恐

入られ謹慎之爲ニ御山内へ退られ少しハ恭順のかど相立候やと存^り定めて謹慎之事トハ存候へ共此上心得違不行跡等候ては實ニ心配の事に候ま、右様の事等も候ハ、よく、御説得遊れ候様願置^り付添參り候家來共残らず詰切の様子乍もし、慶喜初内々他行など候てはよろしからず候ま、御門ニ出入等も御心付遊バシ殿しく御守衛有らせられ候様願^り御對顔も有らせられ候ハ、よく、慎れ候様御説得の様くれぐも願^り私より此程使上京致させ家名相立候様願候へども京都の御様子も分兼いか様の御さた有らせられ候やと心配致し爲參候何卒當家相立候様其御所^らよりも御取成の事願^り以上

靜 寛 院

輪王寺宮へ

申刻過土山宿より出し候藤文著去月二十九日桑名にて少將へ面會之事當地男子向ハ入京留られ候事申來ル

十七日 此程慶喜歎願書尾越へも頼ニハ相成候へ共猶又京都へ差出し吳候様天

御方を以田安より頼に付差出す可旨答置輪門より御返書來ル二十一日御發
駕よし

二十日 橋本大納言へやす文出さす慶喜歎願書然る可所へ通達頼之事田安家政
取扱之事右二ヶ條也

二十五日 橋本少將より當月十日認の文名古屋より來著藤上京之節送り候文の
返事大略左の通

舊冬慶喜大政返上ニ付天下ニ付候知行高返上られの様御沙汰の處家臣共并
ニ會桑不服にて既ニ兵端をも開可様子ニ付尾越舎の取計にて坂城へ退鎮撫
も届候哉十二月晦日御請申上候處又々當正月三日伏見邊へ先手くり出し候
ニ付戰爭ニ及候事故御憐愍と申事は六ヶ敷由何れ追伐ニ相成候よししかし
予歎願の趣意ハ少將より萬里小路へ申され同卿より三條へ申入られ候趣申
越され候事

追討官軍二月十五日京地御進發のよし尾藩より内々告來ル右ニ付三家三卿之
うち中途へ出迎御わび申入候事治定ニ付人體田安より天御方へ相談ニ付予へ

も天御方より相談水戸の方可然哉と答置其後田安より一橋ニ治定の趣承る右
ニ付てハ上野猶又嚴重ニ警衛可有之様田安へ申聞承知のよし返答の事

二十六日 少將への返事午刻過中山に渡す慶喜より奏聞の書寫予趣意書出す
右趣意書寫

去ル三日慶喜上洛之處戰爭ニ相成候事恐入候慶喜より承り候趣ニて
ハ無據次第乍どふか會桑先鋒ニて其者共より砲發致し候やニも承り候さ
様ニてハ 朝敵の名は遁難やと存 右ニ付追討使向られ候御事承り
慶喜故ニ家名斷絶致候やと實ニ心配歎居 慶喜より頼れ候次第も有
之私よりも歎願致度存此度藤差登せ候へ共つく 考候へバ慶喜重々不
行届の上此度之一件此方より初候事に候ハ 罪逃がたく
朝廷にも罪有物を御咎あらせられ候てハ御政道も立せられず候故私な
どの願ハ御取上に成不申官軍向れ候ハ 其時に臨私進退いか 致し候半
後代迄潔名を残し度いろ 勘考致し候へ共淺知の私決行致し兼ヶ條
ニて御相だん申入

一官軍向はれ候とも慶喜一身の御征伐にあらせられ候や當家も是限斷絶の
 思しめしに有らせられ候哉其節私はいかゞ遊ばし戴候やもしく上京の
 様御沙汰に候共當家一度ハ斷絶致し候とも私上京の上歎願致し聞召され
 候御事寄手の將御請合下され候ハ天璋院初へも其由申聞御沙汰ニ從上
 京も致候半再興出來申さぬ事に候ハ家は亡び親族危窮を見捨存命候て
 未代迄も不義者と申され候ては矢はり

御父帝様へ不孝と存候ま、左様の場合に至り候ハ死を潔致し候心得に候
 一彌官軍向れ候へ共當今様もしく私へ御義理合にて以前ニ上京御させ遊
 バし其跡へ官軍向れ當家滅亡天璋院初危窮の場合ニ至り萬一不慮等の事
 も候ハ私一人安泰ニ致し居候ては兼々京都へ申合せ其場合を逃候様ニ
 當地の人々に思はれ憶病不義の名を請存命候ても銚無事に候たとへ京都
 ニ居候ても萬一左様の場合ニ至り候ハ覺悟致し候心得ニ御座候同じ事
 京都にては私義心も分り兼候ま、もしく左様の思しめしに有らせられ
 候ハ私上京は御斷申入りくれんも慶喜は身より出候事に候へ共

天璋院ハ昭徳院殿在世中孝道を盡され候ま、私ニも不及乍昭徳院殿孝心
 を相守候心得故天璋院初萬一不慮等も候て私一人安泰ニ致し居候ては亡
 夫への貞操も立難候ま、私一身ハ當家存亡ニ從候心得ニ候信義の爲一命
 惜不申候へ共全躰私下向の事 先帝様 叡慮を惱され候へ共無據次第ニ
 付段々御勸有らせられ下向致し候事故當今様御代にて無據事とは申乍私
 兎も角も成候ハ當今様御不義と申上候様にてハ 先帝様へ私不悌の
 事且ハ此度の一件昭徳院殿ニ候ハ私いか様に成候とも當然の事に候へ
 共慶喜故ニ 朝敵と共に身命を捨候ては

御父帝様玉體を御汚し申上候様の事にて不孝の段恐入残念の事に候孝を
 立んと致せば不義に當り義を致せば不悌に成誠ニ進退いかゞ致しよろし
 くやと當惑已致し居候何れ共後世迄潔名を残し度候間御差圖頼入候以上

右同様の文二月朔日出にて橋本大納言へも出置

二十九日 橋本大納言より二月二十日認の文著三封やはり渡し置候様申來ル

晦日 三封攝津守へ玉島渡置

午刻藤歸著二月六日著十日倉橋家にて中院長谷の兩卿へ面會予口上の趣申述ル猶太政官にて衆評の上返答可致旨申され兩卿歸られ夕方中院再倉橋家へ來られ予口上の趣書取ニ致し候様藤へ詔られ候へ共藤斷ニ及候事よく十一日兩卿來られ書取の事詔れ猶又斷ニ及候事戌刻頃藤橋本へ參ル十二日兩卿より詔の書付長谷へ出す十六日長谷より返答書付渡され候事子刻頃橋本へ參る儀定返答に付藤より願之書付長谷へ出す十七日返事來る此度ハ參内止られ候ニ付十八日出立之事右之次第藤より承る橋本大納言より此程の返事家名の處ハ御憐愍も有らせられ候やの事河越の事相談可然由申越され正親町三條文の寫見せられ右寫此度の事ハ實ニ容易ならざる義ニ御座候へ共條理明白謝罪の道も相立候上ハ徳川家血食の事ハ厚思召も有らせられ候やニも伺候間右の所は宮袍よりも厚御含有らせられ候様存候事

三 月

朔日 追討官軍追々御進ニ付てハ御止の様大總督へ願之文出し吳候様錦を以田

安より頼ニ付春來の始末承知無内は願候へ共最早段々の次第承知之上ハ御止り願ハ致し兼候去乍慶喜ニも此上ニ一かど相立候事ニ候ハ願も可致候間猶勘考の様答置酉刻頃越前より此間奏聞頼の事大總督を置れ候間其手をへすしては御取上に不相成趣申來る明日一橋發足ニ付藤口上書并ニ儀定返答之書披見致し度旨田安より頼ミ付二通共表へ出す明日登城の上披見直ニ返上の由返答戌刻頃天御方入來錦旗御止の様願之文大總督へ出し吳候様田安初表方一同より頼ミよし申述べられ猶勘考の上返答と答置

二日 昨日の文の事承知の趣答右に付田安頼に付てと少將へ申聞可候間田安書付認の様天御方へ詔置未刻天御方田安へ申聞られ承知之由承る此度ハ一橋田安兩卿より歎願書一橋大總督御軍門へ持參の由右案文披見候事少將への文下書錦を以天御方へ見せ置少將への文寫

此程ハ藤東歸致し此度の次第つぶさに承り何共申様も無恐入候次第故最早追討使御止の事等願出候ては相すみ申さぬ事故只々恐入候處此度茂榮慶頼歎願之書茂榮大總督宮袍御軍門に持參致し候に付私よりも暫時官軍御進の

處は御猶豫の事願の文大總督宮へ差出候様田安より別紙之通願出候へ共
 もはや私より願出候ては相濟申さぬ次第故たつて理申度は存候へ共此場合
 ニて斷申候ては當家の事をかまひ申さぬ様ニ田安初存是迄種々心配致し候
 事共消行候ては殘念の事ニ候ま、何卒兩人歎願書
 大總督宮へ御一らん有らせられ候迄之處錦旗御止りの様願度存
 督御軍門へ右歎願書茂榮持參出來候様御取成の事ふして御頼申
 事くれぐれも前文之通御征伐御止之事を願候にては決して無只々茂榮
 大總督御軍門へ持參出來候様其處を御頼申入候事ニ候ま、何もよろしく御
 取計の様頼入
 はし本

少將殿

靜寛院

酉刻比田安書取受取右書付寫

此度慶喜不束より不容易之事件に至り
 御追討使御差向に相成候ニ付私共より大總督宮へ歎願仕度存候ニ付而錦旗

暫時止られ候様偏に御取成之程奉願上候

慶頼

一橋出立四日ニ相成候事中山道には高家使ニ出候ニ付途中名目借用錦より仲
 村を以願の事

三日 橋本への文未刻錦を以一橋へ渡置

四日 三封之請書中山より玉嶋請取二人ハ直筆上杉ハ在國ニ付當地留守居うけ
 書出す

六日 橋より便り著此程差出し候慶喜歎願書大夫より萬里小路へ相談之處先達
 越前より申越候と同様の返事の由田安の事差支無由大納言より返事歎願書ハ
 右の趣錦を以天御方並ニ田安へ申聞大納言文の寫田安より所望に付認させ即
 刻渡置今日三封の請書藤文にて大納言へ出す

七日 田安より錦を以時變等の節ハ立退候哉否天御方ハ尾州や敷のつもり乍予
 いかゞと尋ニ付可成丈は當城立退ぬ心得乍萬一御開城と申様成節ハ是非無
 事

しかし右様の節ハ其場所も官軍より御差圖可有やと存候間御さた次第只今よ

り何方と決著致し難と答置

八日 田安中納言ニ面會官軍御進ニ付てハ天兵下々の者共粗暴の義無様少將の頼の女使差出し候てハいかゞや付てハ當地下々迄猶又鎮撫之爲書取出し度趣相談す至極宜敷旨返答尤天御方へも示談候事右ニ付使藤へ申付少將府中宿に滞留の由故右宿陣へ差立候事出立日限十日と治定酉刻書付錦を以田安へ渡し置右書付寫

此度追討使差向られ候ニ付末々に至候迄も不敬之義無之様此程より精々仰付られ候事乍猶又御諭遊度思しめし候

朝廷にも謝罪の次第ニよりいか様にも寛大の御所置有らせられ候御様子ニ御伺被爲有候得共當地多人數之内ニハ萬一心得違の者候て其邊より恭順之意取失候てハ

朝廷ニも最早寛大の思召も堪させられ徳川家も是限之由京都より御伺被爲有候間假令忠義を存候ても恭順之意取失候てハ

朝廷に恐入思召候已不成立せられ候御家名も立せられず候様ニ成行候てハ

實以御残念至極に思召候間人氣御取鎮之事ニ付此度大總督宮内御陣中の上臈御使ニ立られ候間何卒御當家の御爲に深御心痛被爲有候思召下々迄も貫徹致恭順之意取失ざる様相心得候様厚御諭の事御頼遊バし候事

九日 人氣取鎮の爲山王に祈禱申付度表方へ相談之處承知ニ及候事午刻橋本少將より府中宿にて認の文著此間申進候趣意一存ニても返答申兼られ候間大總督御著をまたれ候處二月五日御著にて右申入れ候處文にては返答も致され兼候間府中宿迄女使差立候様申來ル且ハ田安より立退の事申出候や其節ハ無異義立退候様申來ル

十日 辰刻藤出立今日山王に祈禱申付ル趣意書付添右使

竹垣伊勢守

十一日より取掛候趣樹下返答の由一先右書付寫

此度之御一條ニ付而ハ御當家御成行之儀

深御案事遊ばされ先達而御使として上臈御登せ遊候御事乍於京地も官軍被差向候御治定ニも相成候ニ付官軍被差向候御事ニハ被爲有候得共御當地の

御様子により候てハ寛大の御取計ニも可遊思召之所萬一心得違之者有之候節ハ御當家御一大事の御場合ニも相成候御事ニ而右等之事殊之外御心配ニ被思召候ニ付此度假令官軍被差向候とも御當地之者共決而騒立候儀無之様何卒人氣鎮り候様遊度就而ハ官軍被差向末々之者迄何卒無妨等之儀も無之様猶又此度上臈官軍へ被差向御登せ被遊候御事ニ被爲有候へバ吳々も騒立候儀無之様いかにも當地多人數之御事にも有之候ニ付萬々一心得違の者有之候而ハ寛大之思召の處も是限りの御事に相成候ては御當家御一大事の御事にも御座候へバ右等之儀忠義之者共得と相心得人氣之鎮り候様ニ遊度嚴重御祈禱之儀被仰付候

今日藤持參之直書寫

此度追討使被差向候ニ付追々御進の御様子ニ伺候間當地之士民不敬之義無之様慶頼尊奉恭順實意にて精々申諭居候へ共何分當家興廢之計難ニ付疑惑の念より多人數の中には心得違の者候て其邊より恭順之意取失動亂之義も相生し候てハ

朝廷へ恐入候已不成當家より謝罪之道も絶果候てハ實以残念至極ニ存私ニも其邊深心配致候ニ付此程藤東歸致儀定返答の趣家臣共へも申聞せ猶又精々説得之趣慶頼へ申付置候差越候申様恐入候へ共當家家臣とても慶喜に俯屬致不申勤王の道相守候者ハ定而御咎ハ不被爲有候やと存候間もしハ其思召ニも被爲有候ハ其旨私へ御沙汰戴候ハ猶又家臣共へも申聞せ厚説得致し候ハ御仁惠を仰自然人氣も和らぎ候やと存付候間くるしからず候ハ御沙汰成下され候様願度存候官軍御進ニ相成候とも慶喜俯屬の者ハ御征伐無罪之者ハ寛大の御處置被爲有候思召下々迄も相通じ人氣動搖致し申さぬ御計策伏而願上度實々鎮撫方日夜心痛致し私ハ女の事猶以行届不申候得共慶頼深く心痛の實意助度存候あまり前後もかへり不見願こゝろみくるしからず候ハ此よし大總督宮内へ御取成の事幾重にも御頼申入以上

はし本

少將殿

靜寬院

右一書并ニ家臣へ布告の書付持參之事
戌刻板橋宿薩長隊長に大目付歎願持參に付返答書もち歸り岩倉大夫近日著府
の由故女使差立御止願吳候様錦を以田安より頼承知之趣返答す
玉島へ申付

右返答家來歎願書へ總督より朝廷へヒリ候事御軍勢
ハ私ニ御止成難趣督府參謀より二藩隊長へ達し也

十一日 午刻過玉嶋出立直書持參供男子向不禮等無様申付候様仲村へ申付
岩倉への文寫

此度ハ恐入候事件委細伺の爲此程藤上京致させ東歸之上委細承り恐入り候
慶喜ニも悔悟伏罪東叡山に謹慎罷在候得共何分當地ハ四方の士民輻輳の土
地にも候へば多人數の中にハ心得違の者等も候て其邊より恭順の意取失候
てハ
朝廷へ恐入候已不成當家安危ニもか、はり候事と深く心痛致し人氣鎮撫の
事ニ付大總督宮倉へ願の義ニ付昨日藤府中宿迄差立候間其御返答伺候迄の
處何卒其御手御軍勢御進之處ハしばらく御猶豫願度さ此次第大總督宮倉へ

も急便にて申入置候ま、何卒々々御猶豫の様伏而願、官軍御進ニ成候
とも不敬之義無様殿しく申付置候へ共自然輕輩のそこつより當家一大事ニ
及候ては實以残念ニ存深く心配致し居候何卒々々私心中御憐察成下され御
取計御頼申入、委細は玉嶋より御聞取の様存爲參候返す々々御征伐御
止を願候ニては決而無候ま、あしからず御聞取の様御頼、以上

靜 寛 院

岩倉大夫殿

十二日 昨日の事少將へ申進す大目付持歸りの書付出す

十三日 酉刻過玉嶋歸參板橋本陣へ今朝玉嶋出

岩倉大夫同八千丸面會返書持歸る返書文言大略大總督府御下知次第之事故私
ニ取計ハ相成難候へ共御下知迄ハ當宿に滞留のよし申越さる並ニ當地の人氣
精々鎮撫可致様官軍下々にも申付られ候趣文並に玉嶋へ口上にて申聞られ候
事

十四日 いはくら返答の趣錦を以田安初表方へ申出し置酉刻過平岡より錦を以

岩倉先手土州藩信州路より甲斐へ出新宿迄進に付當使番止吳候様頼候へ共徳河家來へ應對致し兼候趣答候間女使出し候様願候へ共藩士に使も出し兼候間廣敷用人にてはいかゞやと答に付錦より丹波へ申聞候處猶談し合返答之よし申入亥刻過使出し候ニは及ばぬ由表方より申入

十五日 昨夜使ニ及ばぬよし申入候子細は土藩新宿へ著當家使番止の事頼候へ共十五日御進撃ニ候間止候事ハ相成らぬと答候ニ付使番當表へ届候間即刻勝安房行向候處品河板橋の督府より御進撃は御延引の事申來る使同時ニ著故ニ右兵隊ハ新宿ニ滯陣のよし表方より申入一明日より田安館にて用事取扱候間當城表門ハ切候趣表方より申入尤若年寄初役々田安館へ出勤之事

十六日 少將より十二日出し候返事十三日認尾藩もち歸る東山道寄手猶豫大總督より御達し願之事是は最早去六日大總督宮にて御軍議被爲在十五日東海東山海軍共打入治定ニ相成候故別段申上られず候由且又當方より手向ひ申さずハ官軍より決而亂暴無用御下知被爲在候間當地人々鎮撫致候様尤此度の思召無罪の者ハ御咎無事十三日藤面會十五日發足の由申こさる右文田安初表方へ

も見す戊刻比小田原より藤文著

十七日 立退の節周旋の事尾藩山田藤大夫へ大總督少將より承り候趣同人より中山へはなしの事攝津守より少進承る未刻過藤歸府沼津宿にて十三日十四日少將ニ面會大總督より御渡しの御書付三通少將より極内々見せられ並ニ返書一通持歸る返書大略

極内々見せられ候書付ハ徳河家臣之内大久保一翁勝安房山岡鐵太郎三人より大總督へ歎願之次第有候ニ付別紙之通盡力可致様三人へ仰付られ候事右實功立候ハ家名の處ハ寛大ニ可被爲處由付ては城は是非明渡しニ相成候よし田安より立退之事申出候ハ速ニ可立退様當地人々鎮撫可致事官軍へは兼而指揮有之候得共猶又今日使を出し申渡され候事
藤大夫へ周旋申付られ候事田安へも直書を以申遣され候事猶又口上にて此度之一件慶喜恭順の道立候ハ家名之儀ハ如何様共寛大の御取計可被爲在旨大總督宮に御さたの由故徳川家臣下々に至る迄も慶喜一人の爲を不思祖宗以來の家名相立候が肝要に付鎮撫之處盡力可致候様且は此度之義ハ慶喜

御征伐にて強ちニ徳川を御取滅と申思召ニ無之旨申越さる予退去の場所は官軍出張の所へ立退候様心得乍其上ハ田安より申出候事に従可申様天御方初同道ニてよろしきよし駿州にて慶喜言付と唱ふ少々戦争有候事一橋ハ小田原ニ止り輪門は府中に御止りの事家臣へ布告の書付ハ留置れ候事此度願の事ハ大總督へ少將より申入られ候間藤ハ早々歸府ニ相成候事右口上之趣夕刻天御方へ申聞萬一立退の節同居否尋同居の方可然旨答られ候

十八日 田安ニ面會藤より承り候子細申聞猶又説得盡力の様申聞右ニ付猶又書付出し候趣申聞承知の事

右書付寫

先達仰出され候通徳川御家名之儀ハ慶喜 恭順之道相立候ハ如何様共寛大の御取計可被爲在旨大總督宮様御沙汰之由此程御使ニ立れ候上藤東歸致し伺歸り候間猶々當地士民謹慎之道相守候様遊ばし度假令徳川家臣たり共官軍ニ歸順勤王の者共は御征伐被爲在候義ニては決而無之由ニ被爲在候間其邊厚心得慶喜一身の事を彼是不論只只神君以來之御家名相立候様心懸謹

慎相守候ハ神君御始御先代方への忠節是に不過と思召候ニ付此程より當地之者共へ嚴敷謹慎仰付られ候間官軍よりも粗暴之義無之様東海東山兩道の御先鋒總督より嚴敷御指揮之様此程御使差立られ候節御頼遊候て官軍ニても元より粗暴之儀無之様御指揮有之候由所御願ニ付猶又夫々御申達ニ相成候由ニ候間彌以當地之者共恭順之意取失候ては相濟不申候萬一暴舉等候ては仰られ候御事も詐謀之様ニ相成候ては 朝廷へ恐入思召候不成已此後御願之事も立せられず候様ニ相成候ては御残念ニ思召候間御當家之御爲且ハ下々動搖致し申さぬ様深御心痛ニて御願遊ばし候御事故其邊下々迄相通し猶々恭順之意取失申さぬ様仰付られ候様御頼遊ばし候事

十九日 山田之事内々少將へ尋の文出す昨日の書付錦を以田安へ渡す

廿三日 山田之事田安へ中山出委細分り候由攝津守より少進承る

廿四日 少將より二十一日認の文著山田之事尋候返事

予上京之事尾大に頼れ中山より頼ニ付大總督へ申入則周旋筋仰付られ同藩案内ニて少將本陣へ來り申述候ニ付少將よりも周旋申付られ候右故田安へも少

將直書ニて申送られ候事何分ふしん故藤大夫ニ同藩差添よびよせられ候趣申越さる且又開城の立退場所之事ニ付田安家來尋ニ出候子細も有之相成可ハ官軍出張之土地又日限ハ定難達せられ候ハゞ早々立退候様支度可致置趣甲州并ニ熊谷宿ニ而戦争の事申來ル

二十五日 田安ニ面會輪門_ヲ當月二十一日御歸府ニ付昨日田安參上致し始終候處何分謝罪致し不申てハ何共御さた遊ハし兼候趣大總督宮_ヲ仰られ候ニ付いか様ニ致しよろしくやと御伺の處慶喜御軍門へ出只管御わび申上可然旨御返答ニ付歸府の上夫々へ申聞候と御返答仰入れ候よし田安伺候よし承る山田の事田安にはなし少文見す今日昨日の返事并家臣へ達しの書付寫中山口狀書出す

二十六日 立退心つもり藤少玉仲の事へ申渡

二十八日 田安ニ面會開城御止願之爲少將迄中山差立候てハいかゞ相だん可然旨答即日中山_ニ申付田安へ出何か承り當方へ歸る

二十九日 大原前侍從品河へ著岸の事承られ橋少より便り著藤大夫事ニ付同藩

よび寄られ其者より大總督へ申上候事藤大夫ハ禁足申付られ候事右仰付られ候事御取けしの様土岐市衛門より願之趣少將家來へ申來ル文見せられ確堂へ御守衛申付られ候事布告之書付止置候よし申越さる右ハ二十六日出し候返事
二十七日平塚ニて認也未刻過出立

四月

朔日 酉刻中山付添小人歸府攝津書狀持歸る今日川崎ニて少將面談池上ニて暫滯留のよし也

二日 申刻頃一橋付添目付歸府池上ニ九日之間滯留薩藩へ頼沼津にて少將に出會それより大總督參謀に面會參謀より渡され候書取之寫披見す右書取之大略文ハ總督府參謀林玖十郎傳達ニて三月二十四日沼津宿先鋒總督旅館へ都筑但馬守持參參謀へ相渡し速ニ橋本へ披露候事
兩卿歎願書ハ同月二十七日大總督府へ一橋參上參謀正親町西四辻ニ面會ニ差出し同二十九日巳刻依召再登城同卿より別紙書付寫之通被仰渡候事

別紙

慶喜十二月以來奉欺 朝廷剩兵力以犯

皇都連日錦旗ニ發砲し其罪重大タルニヨリ爲追討官軍被差向候處慶喜恐入
恭順檀寺に閉居謹慎致し此上如何様被仰付候共可奉畏旨段々家來共ヨリモ
同様歎願申出眞實恭順之趣ニ相聞候間寛大の以思召御沙汰之筋先鋒總督以
勅諭被 仰渡候間早々歸邑致し御沙汰可相待大總督宮被仰出候此段申達
候事 三月二十九日

三日 巳刻中山歸ル即時ニ面會す御用繁ニ付文返事ハ越されず中山口上ニて開
城ハ是非仰可被渡よし申越ル右の趣何と無天御方に申入ル午刻後田安ニ面會
右之趣申聞田安よりも昨日家來池上へ出し候處其者へ四日に先鋒兩將入城候
間何か示談ニ可及旨申聞られ候趣中納言より承る立退場所ハ紀伊清水の内と
田安申述

四日 午刻前先鋒總督橋本少將同副柳原侍從入城大廣間上段ニて
勅諭の御書付田安へ渡さる即刻退城未刻田安より
勅諭御書付拜見す右ニ付開城迄の日の願吳候様頼られ即刻家老池上へ差出候

よし承る日の願は矢張田安より願の方可然哉と錦より田安へ申遣し候様申付
酉刻過右之事ハ相止候趣申越す

五日 巳刻田安ニ面會天御方初一同増上寺へ立退可然旨少將柳原申聞られよし
家老承り歸る乍去芝ニては官軍出張の土地故甚心配よし中納言より承る故に
清水に願度趣中山使ニ差立願可出哉と相だんす可然旨田安こたふ直書渡す
六日 今曉中山池上へ出立亥刻歸府少將返事表使へ差出す玉請取深更故明朝面
會ニ可及旨申出す

右返書大略
清水ニても差支無事諸道具残りの分ハ城請取後ニて宜敷残らぬ方都合の由
申越さる

七日 中山ニ面會清水ニて宜敷旨申述予一人ニて慎居候様との事也錦より天御
方へ申入置未刻田安ニ面會清水と治定尤實成院ハ同道日限九日と治定す天御
方ハ一橋と治定

八日 勅諭御請ニ田安家老池上へ罷出候處天御方初立退場所一ツ所の様申渡さ

八日 候趣錦より承るふしんニ付否尋ニ藤池上へ出立申付午刻出立相濟天御方より薩藩海江田武治へ直書出さる亥刻藤歸參田安へ仕候様少將より申越さる天御方へ藤より申入田安へは即刻錦より申遣す

九日 巳刻過出門引つゞき實成院出づ

十日 天璋院御方本壽院一橋へ引移り濟候事

未刻田安ニ面會先鋒總督府より田安重臣よび出され人心鎮撫の書取渡され候よしにて右書付披見す右ニ付田安よりも一同へ布告の書付留守居より入披見す

十一日 城薩長之藩へ引渡し相濟候事廣敷用人より申入

十三日 橋本柳原西城へ入城即時ニ退城ニ及候事

大總督宮泡川崎へ御着明日御入城之由也

十四日 辰刻田安面會歩兵動搖ニ付掃撃ニも可及旨總督府より申來候由承る未刻右ハ細川藩の取扱にて鎮撫ニ及候由田安家老より留守居を以申入此度差上候軍艦十一日風波ニ付差上ニ不及候處其夜海軍の者共より一封の書を殘し置

殘らず脱走ニ及候ニ付其趣海軍總督府届出候處昨夜先鋒總督府より田安重臣をよび寄られ書付渡され候右書付

大略

軍艦差上ハ

勅諭御ケ條の中にて田安 御請申上候事故自身飛船追留可申引返し不申テハ徳河家名ニもか、はり候事故急度勘考可致達せられ候事故ニ服部筑前追留ニ出候へ共猶又勝安房出候趣錦を以田安より申聞られ右ニ付田安御斷書總督府へ家老持參の趣承はる

十五日 軍艦之事ニ付田安御咎無様少將に頼の文藤認中山有馬屋敷に持參留守中にて返事無

十六日 夕刻服部軍艦奉行榎本和泉打つれ二艘品川へ歸着直ニ勝安房和泉をつれ不二山へ乗込引戻しに出候由錦より承る大總督明日御入城の由承る

十七日 少將より此程の返事來る文大略

此仰出され候御ケ條中納言御請申上候事故軍艦返上の實効相立候様盡候ハ是

非々々中納言仕り候筈勿論軍艦返上不申候てハ中納言御咎ハ差置徳川家名ニ
もか、はり候やに申越さる船残らず歸る用人より
夕刻申入尤勝盡力也

右文を錦仲へ見す大總督御入城御延引の事

十八日 官軍亂行の事内々尾藩より申來り候事並に軍艦不殘戻り候へ共差上ハ
不服是非差上ニ候ハ、海軍一同入水と申出候趣錦より承る

十九日 但是ハ十八日の事 官軍亂暴之事並ニ軍艦之事ニ付勝へ周旋申付の書
取内々少將へ相談の文中山持參す申刻過同人歸り一ヶ條ハ取調返答船の事ハ
少々子細有之候間可見合旨口上ニて返答

十九日 軍艦差上の事ニ付和泉忠誠御感ニ思しめし候間四艦ハ其儘被下置四艦
ハ差上候様大總督

御沙汰の旨先鋒總督兩將より達しられ書付錦持參披見す

二十日 大總督西城へ御移陣のよし御達有之候事

二十一日 大總督御入城相濟候事

二十三日 田安御機嫌爲相伺西城へ參上

大總督宮内御對顔有らせられ候由酉刻歸られ候事

二十四日 此度寛大ニ仰付られ候御禮文京都に出す付少將に頼櫻田に中山持參
す來月朔日出され候よし也

二十九日 昨日神奈川沖にて四艦差上相濟候趣申入有之田安中納言西城より即
參上の處春以來多人數鎮撫盡力之段賞せられ彌當府鎮撫可致様大總督宮内御
沙汰御書付頂戴にて歸られ勝大久保も同様の事 日時不詳

閏四月

六日 橋本少將明日午刻後當邸に來られ候よし同所參謀より書付ニて達し有之
候事

七日 午刻前西城に參入其後入來の由達し有之天御方より此後の御處置早く有
らせられ候様に可頼置旨錦に申越さる午刻過入來即刻面會其節天御方申越さ
れ候趣申聞御處置之事ハ京都へ伺ニハ相成候へ共京師より行在所へ伺ニ成候
事故可ひまるとる旨申さる且當家相續人體並ニ祿高の事予所存尋られ相續人は
田安龜之助ニ候ハ、人氣居合宜候事高ハいか程とも申兼候答置未刻過田安ニ

面會被致申刻歸られ候事

八日 昨日のあひさつ文來ル

十一日 少將より増上寺へ例月の代香に參らせ候ても差支なき旨申し來ル錦仲へも藤より申聞置

十二日 少將へ直書出す中山使 大略

此程面會の節祿高の事御尋ニ付いか程とも申兼候へ共天璋院所存も分り兼候故錦に何と無尋候處あまり御減に成不申様願候様と田安へ申され候へ共田安もこまりの由何分いか程とハ申されず乍家臣向扶助出來候程續候ハハ猶更難有候且又國替ニも成候やに此間少々御はなし御歸り後承り候もとくさ様の事に候ハハ先代廟所其儘と申事には成不申候半二百餘年納りの所を移替候事いかにも忍難候慶喜ハ重罪を犯候へ共既に此間の勅諭にも先代の功勞に免せられ寛大の御處置仰出され候事にも被爲在候儘何卒此一事は御宥免願度と表向仰出されの上ニては無詮ニ候ま、何卒々々御取成の事御頼申入、上京の手つづきにはよろしく共それにはかへが

たく存、以上 即日藤へ返事越さる

御處置の事ハ京師へ御伺中故御返答不伺候てハ何共返事申され難と申越さる

十三日 田安中納言櫻田本陣へ召呼れ參上の處所々に脱走人暴舉止兼候ハ全此上の御處置を疑の心より生し候半鎮撫ニ及候ハ、相續人並ニ城地等の御沙汰も仰出され候御事乍暴舉不止候てハ家名にもか、はり可申間鎮撫盡力可致旨大總督御沙汰書總督より渡され候よし申刻過歸り候て右御書付見せられ候事

日正親町西四辻へ國替の事に付願之文案少將の相談中山持參一族の事故打明相談のよし返答也

十九日 未刻田安に面會勝より大總督府に建白書先日差上候内々常州事兼而水戸藩中の混雜も候間慶喜當地寺院へ移替度趣も申上右ハ決而慶喜を取戻し巧等有候趣意ニては無候間御直に委細可申上存大總督宮に御目見願候へ共御風邪ニて御目見仰不被付候處明日正親町中將京師に帆のよし付てハ勝慶喜を取立候様申入れ候ては甚以心配の事故此趣早々正親町に申進し吳候様勝願の由申述べられ橋本へ可申進候旨答置即刻藤より右趣少將に申進す文出す西

刻返事有之文面少々分り兼故明日登城にて承られ候よし正親町は二十一日出帆の由申越さる今日橋本への状宮少將は頼右ハ少將より京師へ便り出され候由しらせられ候故出す此度は直書不出酉刻過橋本より尾州に出され候便り中山より傳達後四月四日出大納言文大略

御機嫌よく御滞在御留主中御所大宮御所の御取締り大納言は仰付られ候よし當家相續人體諸臣は御尋有らせられ候間人選に候ハ、關東人承知無故誰とも申上兼血脈に候ハ、先年の事も候間田安龜之助と申上られ候心得の由申越さる上京の事も追々少將より申進しられ候由少將より申され候通宜と申越さる

二十日 今朝勝の事中山は直ニ申聞即刻同人櫻へ出午刻歸り勝の事ハ少將より正親町に申傳られ候よし返答也此間の返書もち歸る 右大略

此程直書にて申進候猶正親町西四辻は頼之事幸兩所共一族の事故極密々々ニ而相談の處何分此義重大事ニ付書取を以頼候義も大總督府の儘に相成候譯ニても無折角頼候ても叶不申てハ恐入候間兩所共斷申され候尤大總督府御

初國替等候ては忽ち争亂の邊を御察候にて京師は總督御初見込申立ニ成候よし

朝廷にて御處置如何相成候哉計難右ニ付此形勢言上御處置急き願之爲正親町中將二十一日當地出立ニ成候猶遠からず參上にて申聞られ候趣返事有之二十六日 少將より文來ル 大略

此比三條大納言著ニ付面會の處當邸へ參られ候や尋ニ付申聞度用事有之候ニ付申聞候間去七日參られ候處相續人の事國替の事等ニ候と三條へ申入置れ候よし此後三條より尋等も候ハ、右心得可居様申越さる

且又去る八日 御機嫌よく浪花より還行有らせられ候御事申越さる

二十八日 田安龜之助御用有之候間明日辰刻登城の様大總督府下參謀より達し有之書付表より入

二十九日 召に依龜之助登城の處所勞申立名代一橋大納言登城申刻過退出當邸へ出られ仰渡されの御書付見せられ候右御書付大略

られ候事即刻右御禮に田安西城參上致され候事

五月

朔日 龜之助當邸へ引移られ田安中納言登城の事

後見津山確堂へ仰付られ候様田安より西城へ願書差出す

二日

座順の事表高の事中山使にて内々少將へ尋西城にて内評之上返答のよし同人歸にて承る

相續人仰出されニ付取敢ず御禮猶大總督御初への使相談並ニ此間當家祿御調の御様子ニ付相應ニ給り候様西城へ願吳候様田安より頼乍只今左様の事ハ願兼候趣答置候處尤天御方より海江田武治へ直書にて頼之處一向取合す候ニ付猶其よし申入吳候様昨日天御方より頼ニ付不得止右の趣藤文にて少將へ申進す

三日 中山にて尋の事表方より何候様と少將より申來る錦を以表方へ申出す

昨日の返事來る祿高の事抔ハ一切掛合無故何共取計難候間斷の事しかし折を見合せ其筋へ申入られ候趣返事也御禮の使出し宜由也右の趣天御方並ニ田安へも錦より申入候様申付

四日 少將より勝大久保補任の事中山にて申來る

確堂事後見願御聞濟のよし承る

九日 龜之助事幼年故名代にて御禮も濟候へ共自分登城にて大總督三條へも對顔有之候ハ、都合宜候間申諭候様内々少將より申越さる錦を以田安へ右の由申聞猶勘考の由返答也座順の事尋候處是ハ龜之助次と定西城へ御届可申天御方よりは上のよし萬一かれ是有候ハ、官軍より御差圖旨可申養の邊は少々伺かね候趣確堂より承る去乍座順の事は是非伺候様申聞

十日 龜之助登城の事急ニハ參り難萬一參上の節ハ麻上下にてよろしくや並ニ確堂より承りし次第少將を申進す

直書中山持參歸りにて返書來る 大略

座順ハ當主の事故龜之助上當然の事養の邊ハ是迄の相續とちがひ候間養育と申事ハ參らず候哉何分此間内評濟候事故表向伺候方可然旨龜之助登城の節麻上下にて宜事彰義隊の事假令戰爭ニ成候とも徳川家家臣同意ニさへ無ハ家名ニ拘らぬ事

右申越さる

十四日 子刻錦を以田安より申聞られ候次第上野ニ罷在候彰義隊沸湯ニ付今日未刻頃上野に有之候靈牌重器の類今日中ニ取片付候様田安へ御達し有之候ニ付暫御猶豫願之爲田安家來西城に候へ共未歸らす細川藩より内々承り候へハ今曉彰義隊掃撃の爲兵隊押進候由告有付ては田安より鎮撫も可致候間暫時御猶豫大總督府へ使を立願吳候様頼也即刻申付後藤河内是を勤錦仲直ニ口上申述寅刻比田安家來歸り是非共今日中ニ取片付候様御返答の由也服部筑前取鎮ニ早馬ニて出候よし也卯刻過後藤歸り下參謀樋口勘介に面談何卒御進軍御止の様申述猶上參謀新田三郎に申聞候猶書取ニても持參候や尋の由仲村より申入右之趣田安え申聞

十五日 卯刻過田安より歎願書差出され猶又願吳候様頼れ藤より大總督參謀の書取添再び後藤河内西城に候て今朝藤崎使ニ來ル萬一天御方立退等之節當邸に立退れ候様申聞未刻過河内歸書取下參謀に渡し上參謀よりひ露ニ及候得共何分討伐諸藩に御達しニ相成進軍ニ成候事故何共御返答ニ不及よし答候趣

承り歸ル右の趣田安に申聞同刻筑前歸り上野へ出彰義隊隊長に面談し教諭候處深く恐入兩三日掃撃御延引被下候ハ、いか様共取鎮候趣申述其後ニ戰爭ニ相成候ニ付不得止歸り候趣錦より承る戌刻過見廻りの使番歸り上野ハ最早鎮り輪王寺宮御行衛不分明ニ付其邊の者ニ尋合候處一向相不分乍多分日光會津の中へ御立退ニ成候や申聞寛永寺本堂中堂ハ兵火ニ失御靈屋ハ残り有趣錦より承る

十六日 少將に藤文中山持參右ハ昨日出す筈之處上野の事ニ付中山下宿出來兼候故今日藤文出右寫

此程二ヶ條の事ニ付御内々御相談遊ハし候へハ御細々御返事御申入何も御承知遊ハし候先達て仰られ候通是非表向伺候様と九日ニ錦を以確堂に申聞候様仰付られ候處何の御返答も申入す候ま、又々十日に二ヶ條共表向伺候方御都合と思しめし候ま、是非伺候様錦より表方へ申聞候處御座順は宮内御上ニ致し候趣を御届書ニて西城に差上候よし申入差出し候後故遊ハし方有せられす何れ御返答有せられ候御事と思しめし候へ共今日ニも御返答の事聞せられす

候ま、表方の御尋遊ハし候處西城に差上候節御落手と計御返答ニ而御書付下り不申候ま、伺通ニ而御宜候半と申入御座候御書付下り候迄ハ向々に達ハ有間敷思しめし候へとも表方一同左様心得居候てハ御不都合ニ候ま、此程御内々御申入通西城より御返答被爲在候様御内々御頼遊ハし候今一ヶ條ハ少々伺かね候よしニ御座候(中略)彰義隊討伐ニ成候共上野放火無様頼之事午刻中山歸り二ヶ條の事ハ猶尋合れ候よし御届書杯ハ未不上よし返答也番頭印鑑願之事ニ付櫻田に少將文持歸る上野戦争本堂中堂消失靈屋ハ残りし事申來ル

十九日 少將に藤より返事出す落手の事

二十四日 龜之助一橋田安今日登城の處昨夜御達の由にて龜之助名代確堂並ニ兩卿登城未刻退出城地祿高並ニ御禮上京仰付られ御書付拜領兩卿藩屏ニ被加並ニ御禮上京仰付られ同斷御書付拜領何れも錦持參也
申刻田安ニ面會傳封の事何とか可願見や相談す猶役方と示談の上返答の旨答らる

二十五日 傳封の事願方により叶候筋も候ハ、申聞られ候様内々直書少將に

す中山持參午刻返書持歸る

返書大略

傳封の事ハ先達而中大總督宮初見込の事共一封ニ而言上ニ成

朝議被爲在御決定の事を三條含れ下向ニ相成候事故最早如何様歎願候共叶候見込ハ更ニ無由申越さる申刻比錦を以傳封の事願ハよろしからす候間明日田安登城にて色々願の義も候ま、田安願も候ハ、よろしく願候趣大總督府申入置吳候様田安より頼也

酉刻此度家斷滅ニ付予諸事省略の事錦を以田安初へ申聞置同刻明後二十七日巳刻 勅使三條左大將橋本少將當邸に來の事書取に而留守居に達し有之

二十六日 田安より頼の事西四辻に藤文出す落手返事無勅使の節取扱ふり問合ニ目付櫻田に出す

少將は副使故一存ニ而答られ兼故西城にて返答致され候よし目付又西城に出申刻歸り御請方ハ上臈ニてもよろしき由答也同刻西城より召ニ付用人出酉刻歸り響應斷の事三條より申聞られ也今朝藤よりも少將に取扱ふり文出す返事

無事

二十七日 辰刻過少將より昨日の返事來ル直ニ御請申上候様申來ル午刻前入來
控所前迄藤少玉出迎ニ出控所より對面所下段口迄藤誘引夫より予案内上段下
ニ控

勅使着坐之上予上段に進三條

勅書御書筥渡され猶御口上ニ而此度

御寛典仰出され候ニ付予上京願候や申上候様との御沙汰伺猶勘考ニて後日御
請申上候趣申入上段を退かれ初の所迄送候事猶控所ニて兩頭よりの狀箱藤に
渡され猶又願の義も候ハ、申候様申聞られ差掛願出候事も無由藤より返答申
入置 勅答の節此兩所入來のよし三條申され候事午刻兩所歸られ今日の
勅使は 勅書給り候事錦より田安に申聞置即刻

勅書拜見す三條御口上通の御沙汰也兩頭よりも同様仰文也

二十九日 勅答の事ニ付少將に内談の文藤認今朝出す

右寫

御口上何も御伺遊はし

宸筆も御拜見遊はし候處御口上御同様の御沙汰に有らせられ御厚き

叡慮深くかしまり *あ* とくと御勘考にて御内存先御まへ様迄御相談遊
はし候

一御上京の御事御願も有らせられ候ハ、仰出され候

叡慮伺られかしまり *あ* 全體の處

仁孝天皇様御廟參の御爲且ハ此度の御禮御直々仰入られ度思しめし候ニ付
御上京の御事宮をより御願遊ハし度ハ思しめし候へ共御當家も傳封並ニ龜
之助殿御禮御上京の事も仰出され萬端疲弊の折柄ニ付宮を御一分の事ハ可
成丈ハ御省略の思しめし表方へも仰出され候ま、此場合にて宮をより御上
京御願遊はし候ては御家の御爲ニ御省略仰出され候思しめしも相違致し候
ハ、御不本意ニ思しめし且又宮をより御願故ニ仰出されと相成候ハ、ケ程
の事を龜之助殿初夫々に御示談無御一存ニ而御願遊ばし候譯柄ニても御座
無候ゆへ仰出され候上ニてかれ是申出候半無據筋を申立御願さけられ様表

方々申出候ハ、時機ニ依ては是非とも仰せられ難場合ニも至り候而ハ御殘念ニ思しめし候先一通ハ疲弊の折から故此場合にて御願兼の趣を仰上られ候は、當地人心居合も宜敷候半哉御まへ様ニも粗御承知の通の氣合ニ候ま、行末の御見込も有らせられず候ま、御内實は御願遊はし度思しめしに有らせられ候ま、御自由ケ間しき御事乍宮内ニハ此場合にては御願有らせられぬ御事仰上られ候へ共段々の御禮とか御程よく名目立朝廷より仰出され候ハ、人き居合もよろしく宮内ニも勅命御違遊はし難由を仰られ候ハ、かれ是も無御都合と思しめし候ま、恐入られ候左様御願遊はし度思しめし候事

一一昨日

勅使定めて御上京の御事に候半と當地の者共一同心配の様子に候ま、一昨日は御處置濟にて勅書進せられ候事御使にて別の御用は有らせられすと仰置れ候へ共此後勅答の後御上京仰出され候は、宮内御願とは仰出されずとも

勅使の節御願に成候半と人々存候半と思しめし候ま、此後勅答の節當地の人々へ仰られ候ニは實は此間

勅使の節御處置濟ニ付ては宮内御進退の御事も御沙汰蒙りられ候へ共此所にてハ御上京御願遊ばさぬ思しめし勅答遊し候趣を仰聞せられ置候てはいか、や其上にて

朝廷より仰出され候ハ、御都合と思しめし候事

一勅書御請並ニ御口上御請ハ一通御上京御願遊はさぬ趣を仰上られ前條の思しめしハ三條様御まへ様之御内存はか様と仰られ御取成御頼の方御よろしく候や右御内存勅書御口上の御請に仰上られ猶又御兩所へも御頼の方よろしく候や

一万一思しめし通仰出されに候は、御道中堂上方御付添無てハ御心細く候ま、表向仰出され候ハ、御願遊はし度思しめし候御高官の御老卿恐入思しめし御當人も御苦勞様乍橋本大納言様に候ハ、一入忝く思しめし候前條之通勅答にても御よろしく其節此方も三條様へ御頼置遊はし度思しめし先御ま

へ様迄御内談遊はし候御返事次第御入來仰入られ候

申刻過返事表より來ル文意分り兼故明日明後日のうち入來致され候ま、兩日の中答候様申來ル

晦日 明朔日入來の様藤より申進す當方より招候趣ニ表奥へ申置橋本よりの便り少將より傳られ少將中將傳任之吹聴申來ル大納言より文二十一日認させる事ハ無中將の使歸り返事無

御内儀よりも御禮の御返事來ル

六月

朔日 申刻過中將入來予所存尋られ三條内存ハ此度上京否御沙汰乍龜之助移を見届候まで御猶豫願方條理立候やのよし尤の事さ様の方節義も通本意ニ候へ共當地人き合の事を申聞しかし當方より願は致し兼候間
朝廷 仰出され戴と答猶烏丸と談し合の上否申され候よし答られ申半刻歸られ 御所橋本より文持來られ

二日 未刻過中將入來昨日の事烏丸へ相談の處御猶豫願候方可然旨申され候よ

し其方ニ決定す付ては 勅書の御請案中將持歸られ烏丸へ相談のよし也

申刻歸られ同刻田安へ面會 勅使にて上京の處御沙汰蒙り候へ共龜之助移見届迄御猶豫願候心得内々申聞錦仲へも同斷申開す後日藤崎來り候節右之事天御方へ申入置

三日 申刻過中將より昨日の案文よろしき由申越さる三條右府傳仕の事申越さる明日中將京師へ出帆のよし申越さる

四日 勅答申上候間七日八日のうち入來の様三條へ申入使用人午刻歸り八日と返答也其節中將晝後入來のよし承り歸る申刻過入來 勅答の大躰承り度旨三條頼にて入來也猶豫の事も候ハ、申出し候様との事乍先何も無之旨答ふ大納言へ直書言傳す藤よりも頼明日出帆のよし京師ニ兩三日逗留のよし申半刻歸られ中將留主中頼事何れへ可出す尋軍事ハ正親町西四辻外ハ烏丸と答られ

八日 辰刻三條今日入來の處中暑にて斷使來る猶全快の上案内の様返答す

九日 三條見舞の使用人出申刻歸り

十日 錦より町屋敷の事頼

十一日 町屋敷の事烏丸に問合並ニ三條に見舞使の事藤文出す申刻返事三條快
方故兩三日の中ニ入來候間町屋敷の事も其節三條より申され候よし申越さる
其趣錦へ申聞す今日布告書藤初一同に見す 右寫

夫爲人者ハ匹夫匹婦ト雖五倫ノ道正シク可守事ハ衆ノ知所ニ候我苟モ民ノ
爲父母 至尊ノ血脈ト生天下ノ政務ヲ

天子ヨリ御委任被爲在候武將ノ爲妻身ニテ此五ノ道ヲ失候テハ孝貞トモニ
立難ト心得居候得共何分不才不省ノ身素志モ衆人エハ難顯慙愧ニ不堪候當
春以來不容易ノ變動出來シ

朝廷エ對シ恐入候ハ言迄モ無 昭徳院^ハ 御奉職以來不容易ノ御苦慮被爲
在候得共當家奸吏共ノ爲ニ御誠意モ

朝廷世上エ貫徹セス終ニハ御旅中ニテ御他界被爲在數年嫌疑ノ慶喜エ跡式
御讓ニ成候事御不本意ノ事ト考察候尤御當人御本意ヨリ選舉被爲在候ニハ
無之候得共今日ニ至リテハ昭徳院^ハ御選舉ノ慶喜かゝる逆亂ヲ發シ家名斷
絶ニモ至リ候ハ、御先代方分テ 昭徳院^ハ御尊靈如何ニ御殘心ニ思召候事

ト悲歎ニ不堪家名ノ處只管歎願度藤上京ノ節歎願ノ書橋本中將エ差出シ候
處中將ヨリ役人衆エ右ノ愚意申入被置候由ニ承リ候其後御進軍ノ趣傳承ニ
付テハ一身ノ存亡ハ當家ノ安危ニ可從ト決心ノ書猶又中將エ差出シ置候處
非理ノ事共不被思ヤ大總督宮^ハ御初藩士共エモ傳達被致候様子ニテ素志モ
貫徹候趣傳聞候其後慶喜謝罪謹慎ノ實効相立候ニ付御寛大ノ御處置仰被出
候事各承知ノ通ニ候右ニ付今度上京願候様此程

勅使ノ節御沙汰蒙リ候ニ付早速上京御訖御禮可申上筈ニハ候得共今度龜之
助殿傳封仰被付候間龜之助殿封國エ引被移家臣一同ノ安堵ヲ不見届急速上
京候テハ節義モ立難事ニ候間當家ノ人々ハ勿論天下衆人ノ誹謗ヲ請候ハ必
條ニ候左ニテハ一身ノ恥辱ハ差置孝貞二ツ乍相關候様ニテハ春以來身命ヲ
抛歎願等ノ素志モ忽水泡ト相成始有テ終無ハ爲人者ノ耻ル所ニ候去乍此誠
心モ當地ノ人々エハ貫徹シ兼嫌疑ヲ請候様子ニ付誠ニ主從薄氷ノ上ニ座ス
ル場合ニ付一同深ク案勞ノ様子諒察シ臣子ノ至情實以感泣ニ不堪候付テハ
銘々身ノ上ニモいか様ノ變事有間敷共言難候我一身ハ節義ヲ守假令非命ノ

死ヲ爲ス共不義ニシテ長生ナランヨリハ遙ニ潔ト決心ノ事ニハ候得共銘々ハ薄徳ノ主ニ仕エ積年ノ艱難ヲ忍其上萬ニ一ツモ不慮等ノ事有之候テハ不忍次第不仁不慈ニモ當リ可申候間節義ヲ捨速ニ上京可願ト一度ハ決定候得共再三再四熟勘候ニ人間些五十年長壽トテモ百歳ノ生命ノ爲メニ千歳迄不義ノ名ヲ殘シ候事ハ實以殘念ノ事ニ候間銘々ノ心中ヲ不察不仁不義不慈ニ當可申哉ト其處ハ深ク當惑候得共睨トセシ證モ無事ニ恐怖シ重キ孝貞ノ道ヲ失候事ハ成シ難候尤此誠心モ名聞ノ爲ニ盡シ候ニモ無候間姦曲ノ人ハ何共言ハ言かく迄誠實ヲ盡シ候上不圖災モ有ハ是天ノ罪スル處ト覺悟シ運ヲ天ニ任シ此場合ニテノ上京暫御猶豫相願候決心ニ候尤傳封相濟候上ハ速ニ願出候心得ニ候間暫ノ處辛抱シ此愚意ヲ體認シ邪曲ノ鄙言聞ニ忍難義モ可有之候得共聊モ懸念セス心ヲ正路ニ置誠心ヲ守主從一致ノ誠意天地ノ神明照覽ヲ仰候様致度候頑愚ノ決心定テ衆ノ意ニ相可悖ト考察候得共惜テモ可惜ハ後世ノ名ニ候間何卒愚意ヲ諒察シ候様若輩ノ者共エ厚ク教諭ノ様頼入候去乍節義モ相立一同安泰ノ策モ候ハ、覆藏無申出候様致度候事

十二日 巳刻三條より使にて三十四の内入來の事尋合され十四日巳刻と返答す

十四日 辰刻三條より使にて府屬萬里小路左少辨も來られ候事書取ニ而申來ル

巳刻兩所入來控所にて藤江町屋敷の事尋られ所書差出し候様詔られ上段ニ於

勅答今度の御禮並ニ上京の事御猶豫願の事

勅書の御請文同様三條に述る但兩帝様御廟拜參の事ハ口上計文宮渡す兩頭へ藤返事入狀宮も

渡す直書も入三條より兩寺は多分此儘ニ仰付られ候半と申さる女向駿州へ移

り急速ニも及間敷やと承る龜之助ハ早々可移女向ハ急ニハ及不申由兩寺此儘

に給候ハ、予當地ニ住居致度ハ 朝廷へ願候ても宜敷旨答られ終而退座三條

取扱ハ惣て上薦の事其餘は 勅使の節同様巳之刻過歸られ候事

勅書御請寫

勅書かしこまり拜見申上爲參候當春よし喜事誠ニ不届の進退私ニ置候ても

深く恐入る處謝罪謹愼致し候ニ付今度格別の御沙汰ニて城城祿高仰出

され御寛大の 叡慮三條左大將よりも御委しく伺深くかしこまり爲參候右

ニ付私上洛願上候や否申上候様との御事かしこまり伺る尤速ニ上京致

御わび御禮申上度心得ニ候へ共龜之助駿州へ引移り家來一同の安堵致し候
を見届候上上京致度暫の處御猶豫願上り事治り候上願上候節ハ願之通
速ニ仰出され候様兼而願上置り

兩頭へも同様の直書進す勅答の節三條ハ暫滞留故御請の趣ハ近日名代人上京の
由三條申さる右に付御内儀へ用事も候ハハ可廻す旨同
郷より藤へ
申聞られ

十五日 上野御門主御行衛不分明ニ付御門主御身の上ハ安泰並ニ寛永寺安泰の
様歎願書上野寺中大慈院より錦に頼出同人より願出尤大總督宮内へ差出し度
由也一橋田安よりも願ニハ相成候よし也明日烏丸へ可出答置

十六日 町屋敷所書並ニ昨夜の歎願書大總督宮内三條何れ共宜敷方へ出され候
様藤文ニて烏丸へ申進す即刻返事町屋敷所書ハ落手歎願書も可然所へ出され
候よし申越さる未刻過烏丸より明後十八日京都へ出帆の人候間便り可廻旨申
越さる

十七日 京師への狀宮烏丸へ出す落手の事出帆ハ二十日ニ成候よし返事ニ申越
さる

大總督宮内御歸京のよし傳承ニ付御付添堂上へ封物頼度一兩日以前ニしらせ
られ候様並ニ中將安否承りニ藤文烏丸へ出す追而返事の由

二十六日 西城へ出候目付へ傳へられ烏丸返事持歸る

大總督宮内御歸京ハ不分明の事中將も同斷しかし其節出候便りの返事ハ來り
候よし申來る

六月二十四日也 田安へ錦を以出し候書付寫

此度御家祿御高御減ニ付ては諸事御變革ニ相成候御事と思しめし右ニ付て
は 御先代内方御祭の事共御家祿御相應御手薄ニ相成申さぬ様遊ばし度並
ニ御家來向も男女共是又同様難澁致し申さぬ様遊ばし度さ男子向ハ妻子を
養候事故猶更相應ニ御扶持出來候様遊はし度思しめし候間宮内御一分の御
事ハ可成丈御省略筋之義御勘辨遊はし候思しめしニ有らせられ候且ハ宮内
御上洛の御事も此御場合ニてハ暫御猶豫御願遊はし候へ共何れ共御禮ニ御
上洛遊はさす候ては 朝廷へ 對せられ御失敬の事其上御沙汰も有らせら
れ候御事故龜之助殿御引移りも濟候上ハ萬端御疲弊の折から御家内對せら

れ候ては仰出されかね候御事乍 朝廷への御禮節御失遊はし候てはすませ
られぬ御事に有らせられ候間御事濟の上は御上洛御願遊ばし候思しめしに
有らせられ候間かた／＼御一分の御事は御省略の思しめしに有らせられ候
宮は 朝廷御續柄ニは有らせられ候へ共御當家に成らせられ候上は御家
の御成行ニ御從遊はし候事御當然に有らせられ候間其邊御心配無様にと思
しめし候尤宮は御一分の事に有らせられ候間天璋院は御初御方々の御差
ひゝきに相成申さぬ様遊はし度思しめし候此御趣意末々迄も貫徹致し候様
御差含にて御取計の様御願遊はし候事

同日藤初一同へ布告の書付少進より仲村初へ見す

右書付寫

當春より不容易の事件出來致し

朝廷へ對され恐入事とは申迄も無御事御當家御成行深く御心痛の御事乍何
分初發よりの御次第當地にて聞せられ候計にて委しき御事も御承知有らせ
られす候へ共御家名立せられ候様只管御歎願遊はし度思しめし藤上京の節

右御歎願の御直書橋本中將は迄送らせられ其思しめし中將はより御役人方
へ御傳達ニ相成候由ニハ候へ共其後段々御進軍の御様子聞せられ候ニ付て
はいかゝの御處置有らせられ候や計らせられ難もしく、當春の事件免せさ
れ難御次第等にて是非御進撃ニ相成御家名も立せられす候様にては御當家
御先代は方分て 昭徳院は御尊靈いか計御残念に思し召し候御事と宮はニ
も實に御残念御悲歎ニ堪させられす付ては宮は御身の上も御當家御安危ニ
御從遊はし候御決心の御趣意並ニ種々御歎願の御直書猶又中將はへ仰進ら
れ候處御無理の御事ニも有らせられす思しめし候や其御趣意
大總督宮殿御初藩士共迄へも御傳達ニ成候よし聞せられ候其後御謹慎の御
實効顯候ニ付格別御寛大の御處置有らせられ候御事ハ各承知の通ニ候付て
は宮は御上洛も御願有らせられ候様此程 勅使之節御沙汰蒙りられ候早速御
上洛御願遊はし段々の御わひ御禮仰上られす候てハ 朝廷へ對せられ御禮節
も立せられす恐入られ候御事故早速御願も有らせられ候御答乍此度御傳封
仰出され候間龜之助は御領國へ御引移も相濟御家臣一同の安堵を御見届遊

はさす急速御上洛にては御節義も立せられず候間御當家御家臣は勿論天下衆人の誹謗を御請遊はし候様にては宮内御一分の御恥計にて有らせられず御孝道御貞節も相闕候上春以來御信義を御守遊はし御身命を抛られ御歎願等の思しめしも忽水泡と相成候ては御残念の御事に有らせられ候間此御場合にての御上洛は暫御猶豫御願遊はし候思しめしに有らせられ候間心得の爲仰聞され候實ニ春以來の御事ニ付宮内御信義有らせられぬ様衆人存上候様にては矢張 朝廷の御恥

先々帝様へ御不孝 昭徳院内へ御不貞の御事と思しめし候種々御歎願等も遊はし御當家の御安危ニ御苦慮有らせられ候へ共何分御女儀内の御事故宮内思しめし程ニハ衆人承知も致し不申やと思しめし候へ共宮内ニ置せられ候ては偏ニ御孝貞を全く遊はされ御信義立させられ度思しめしニ有らせられ候間一同此御趣意をよくく體認し何れも誠之道を相守候様仰付られ候事

二十八日 西城へ出候目付橋本父子よりの状宮持歸る

右文大略

先達 勅答の趣中將歸京にて言上の處予所存尤ニは聞し召され候へ共龜之助ニ於き迄義理立ニも及申さぬ事春來 大宮内桂内御案給り桂内ニは上京の事仰出されも有せられ

御所ニも御同意ニ有らせられ候間仰出され度思召され候へ共予内存猶又中將へ御尋有らせられ龜之助移濟見届度ハ勿論省略筋申出し置候間其邊心配の事乍深

叡慮にて仰出され候ハ、御請も可申上旨言上致され左候ハ、仰出され候よし表向は三條より伺進ニ候へ共右之次第兩人より申聞候様仰付られ候よし猶又予當家ニ居候事於名義ニ不都合のよし乍所存通ニ遊はし下され候よし何分上京候方可然旨申聞候様仰付られ候よし申越さる猶別紙ニ上京の事ニ付正親丁西四辻へ相談の様内々申越さる右之事田安へ直々申聞文も見す深き

叡慮の御事故御請申上可然旨答られ錦仲へも同斷後日錦を以天御方へも申入是又同斷 同文の中當府滞留の堂上付添別に下向無事認有

七月

二日 此程の返事近々錦旗掛の人歸京の由傳承ニ付其人へ頼度烏丸へ右狀宮頼藤文出す其節中山の事兩頭迄願之文も入烏丸使歸り今日ハ横濱へ行かれ候由明日返事申出し候様との事

三日 五日駿州當家へ請取役々見聞ニ出調次第移りの事書取入

烏丸へ返事申出しに出候使歸り落手の由返事ハ無
橋本父子に返事大略

兩人より申越され候事何も承知尤御沙汰無共段々の御わひ御禮上京願候筈乍當家へ義理合の邊を存暫御猶豫被願候所存すてに去月十四日三條へ申入候へ共御厚き

叡慮ニて仰出され候ハ、御請申上候心得の事進退の事ハ上京の上可申上旨認させ候事猶別紙ニ道中雜費領主へ仰付られ候様願中將下向の様頼等認尤上京御内意乍田安初へ申聞候事も認

六日 中山豊後介近日歸京の由當邸へ來る橋本への狀宮少進より渡し置
右直書大略

上京の事未三條より伺申さぬ事乍先達ハ所存御尋ニ候間御猶豫願候へ共御厚き
叡慮ニて仰出されの事を再び御猶豫願候ては當家己厚き様ニては恐入候ま、御請も申上候心得乍矢張御猶豫願候方條理ニ叶候や其邊内々大中へ相たんの事並ニ當邸へ住居の事申進す

十日 錦一橋へ出候歸ニて天御方傳言龜之助幼年故封土へ移り深く案せられ候間兩三年但來春迄延引の歎願鎮臺府へ予も一所に出され度旨相談也何分當主の事故引移られす候ては爲ニもよろしからすやと存候間同意致兼候事天御方の事ニ候ハ、いか様共願見候半と錦へ答右の趣錦文ニて申入候由案文持來る其節補佐の事認入候様申付

十五日 引移り延引の事天御方返答先見合され候由補佐の事は勘考の由錦より承る其節錦より承る移りの事大總督府より度々御催足の由故表方ニて急居候へ共不分明の由常州官軍通行並ニ賊兵押來り候様子其上水戸藩中混雜も候間慶喜事駿州寶臺院へ移住致度旨田安より西城へ願御聞濟ニ成候由申述

十八日 十九日 町や敷石上の事鎮臺府より御達の書付錦より見す今日田安

若狹屋敷へ移りニ付面會す其節慶喜の事尋右ハ常州混雜ニ付田安ニも心配乍
何分水戸に閉居田安卿御請申上候事故願兼候處西城よりも願候て可然旨安内
も候間願候處速ニ願濟ニ成候よし答られ補佐の事も申聞猶勘考の由答也寺増上
代香宜旨表
より申入

二十日 今日西城より重役の者召參上の處龜之助移り日限申上無事御ふしんニ
付駿州調兼候趣申入左候ハ、官軍を遣し服部と掛合日限も西城より仰可被出
旨ニ付其處ハ御猶豫願候由右之次第明日中老より直ニ天御方へ申入候由内々
錦より承る此以前にも目付へ三ヶ條口達ニ成候よし也
右ハ龜之助移り早き方宜敷事御禮上京同斷沼津田中兩城當月中に渡され候事
以上三ヶ條也

二十二日 紀州屋敷當家へ借受御聞濟ニ付天御方近々移りニ付予も可移哉と今
朝錦へ尋文來ル如何答候や錦尋に來ル可移管乍何れ上京も候事故此儘當邸に
住居候趣申入候處申付猶表方へも其旨可申出申付

二十三日 烏丸に藤文出す 大略

此度紀州邸借受到付天御方近々移り候間予も可移管乍上京も候間此儘當邸ニ
住居度候間西城に願ニハ及間敷や否承り度旨申進す同節正親丁へも藤文出す
大略

龜之助移り御催促の事實否承り度事並ニ慶喜駿州へ移りの事同斷奥羽形勢同
斷承り度旨申進す

豊後介出立延引ニ付此程の狀管可返す旨少進より言遣す今日豊後より文來り
右狀管ハ先荷ニ出し候由著次第早々橋本へ届候様其後急便にて高階へ申遣し
候由申越す

二十五日 烏丸より返事有此儘住居ニて宜敷旨三條申され候よし鎮臺府へ願候
方猶更都合のよし申越さる正親丁よりも返事有移御催足ハ實の事慶喜の事は
田安より歎願ニて御聞濟に成候よし尤水戸藩中混雜故の事しかし追々鎮り候
よし奥羽ハ官軍大勝利棚倉岩城平も落遠からず平定候半と申越さる右烏丸返
事錦へ見せ表より鎮臺府へ願候様申付家老初は承知のよし也

二十七日 慶喜二十一日水戸表出船同二十三日寶臺院へ著の事書付入

橋本より便り著七月四日也大納言より上京の事御請申入候ハ、早々旅館の事兩頭大納言へも申進候様申越さる中將より上京の事最早三條より申され候半と申來る付てハ何か相談事正親丁西四辻と先便申越され候へ共烏丸へ頼候様中將よりも申入置れ候よし中將も六月七日迄横濱ニ滞留十日大坂へ著十二日歸京の由もはや下向無由猶中山の事も申越さる

二十八日 天御方移り濟事鎮臺府へ願事いか、成候や錦へ尋田安並ニ確堂へ申聞置候由乍今一應可尋答

二十九日 烏丸へ藤文出す橋本父子文廻す文大略

御禮上京龜之助移後と三條へも申入置其心得の處橋本父子より御内意伺候ニ付先達の節ハ所存御尋ニ有らせられ候間御猶豫願候事乍御厚き
叡慮ニて仰出され候ハ、御請申上候心得の事烏丸へ相談の様中將より申來り候事急ニては心配の事去乍移後と願候事故近々龜之助移候間それ迄は御見合と申候様成る也三條所存烏丸へ承り度旨申進す
當邸の事錦表へ尋候處天御方移りの節此儘の事ハ龜之助後見より御届申候間

別ニ願ニは及はぬ由參謀申候間龜之助移濟候ハ、今一應御届可申旨答候よし承る御届書も披見す

八月

朔日 西城より龜之助移りの事御催足並ニ九日と仰出され候由錦より承る

二日 烏丸より返事有上京の事同卿心ニて三條へ尋られ候處返答右府直書認め候由傳られ烏丸ニも三條同意のよし猶當地へ 行幸被爲在候やニ申越さる
三條文大略

御内意の事此程三條へも同役より申參り候へ共予申上候趣尤に思はれ 朝廷御沙汰も尤ニ存上られ候へ共道中筋官軍通行にて難澁の折から當家も諸事疲弊の折から當家家來の氣合ニも拘り可申間平定の上上京の方可然存られ御所へも言上のよし御返答有らせられ候ハ、申聞れ候由申越さる

龜之助引移り九日治定書付入

四日 三條へ返事直書ニて出す尤烏丸へ向藤文添出す

右文寫

此程ハ私上京の事橋本父子より御内意伺候ニ付烏丸へ御様子承り合せ候處同卿より申入られ候由にて御細々仰越され何も承り^り私ニも龜之助引移り見届度存候ハ勿論道中筋混雜の事も粗承り居候ま、下々難澁の邊も察居候へ共段々御厚き
叡慮御内々乍伺候ては私身ニ取りふかくかしこまり存候事に候ま、右深き叡慮をそむき再應御猶豫願候ては恐入存候ま、有難御請申上候心得ニハ候へ共先達私より申上候趣意並ニ當家心配の處も御憐察成下され候事承り忝り^り猶又道中すし難澁の處も御心配の御事ニ付平定の上にて上京致し候方可然思しめし候ニ付其趣 朝廷へ御奏聞に成候よし委細承り^り
右ニ付猶又願置^り右の御主意 御奏聞ニ成り 朝廷ニも聞し召され此度は御沙汰止に相成候とも先達勅答の節龜之助引移り濟候ハ、御禮上京願出候趣申上候ま、近々龜之助引移りも濟一同安堵の時合ニも至り候ハ、御禮上京願出候ては恐入候事ニは候へ共仰の通道中筋難澁の邊も實々不便の事に候ま、猶願出候てよろしき節御差圖の事兼而願置^り以上

使歸り落手の由返事ハ無

七日 橋本への便り尾州へ出す直書出す五日認也

大納言へ此程の返事一通 父子兩名にて一通

右文大略

先達御内意の節田安初へ申聞同郷初返答の事格別人き、拘問敷事内々烏丸へ問合三條より申越され候事三條文寫出す猶又三條へ返事の事當地人きの事上京早き方の事蒸氣船の事 行幸の事に付御禮濟候ハ、申立のかと心配の事住居の事慶喜の事以上申進す
龜之助明後日引移の處支度調かね心配故一兩日の處西城へ御猶豫願吳候様野村申出表方ニハ不承知の由也尤乍支度調かね故とハ申兼候間長持不足ならば此方のを可用様申付先承知の處九日日取よろしからぬよし故何とか勘考無や仲村袖川より申出候間左候ハ、御所勞申立表方ニハ恐入居候へ共幼年の事深く案候ま、一兩日御猶豫願ハ出來間敷や烏丸へ内談致可や去乍烏丸より宜敷旨申越され候とも表方不承知にては調かね候間其旨後見初へ相談の様野村へ

申付表方返答ニハ予より使ニ候ハ、よろしくやまかし表方よりは決して願はぬよし也左候ハ、天御方予より使出し願見候半やと猶又野村を以申出す是又不承知の由返答也此趣天御方へ申聞置仲村文也

九日 巳刻滞無發途濟候事

十二日 御所より七月二十九日出御便り烏丸より傳られ

先達て進られ候直書の返事兩頭より來る中山の事申來る橋本大納言より上京の事兩人より申越され候返事七月二十一日著の由又返事來る中將事勢州渡會府知事仰付られ七月二十一日出立ニ成候よし一年程ハ滞留のよし上京の事は中將在府中承はられ候事にて大納言ニは一向承知無様何方へ申されよろしくや分かねのよし申越さる

十四日 確堂名代ニ上京の由故御禮濟早々歸東是迄通後見並ニ守衛被仰付候様鎮將府へ願吳候様頼也右錦より承る予よりも頼吳候様との事也其處はよろしき様取計候様錦へ申付尤龜之助田安よりも願候よし也

十五日 烏丸へ藤文出す 昨日の確堂の事烏丸より三條へ傳達頼也其節 行幸の

御事承り合す

十六日 烏丸より返事有確堂の事ハ三條承知のよし 行幸は愈有らせられ候よし申越さる確堂の事錦へ申聞置申刻過表より書付入
行幸の事 先帝様御忌日の事 當今様御誕辰の事 鎮將府より達し也今日豊後介來る少進面會す先達の橋本への狀宮著にて早々橋本へ高しな持參り候由宅より申來り候由少進へ申聞候由也

十九日 確堂御禮上京濟の上ハ後見守衛是迄通致し吳候様頼吳候様との事に付右書付錦より文面相談宜敷旨答

二十日 龜之助去る十五日駿府城へ著の事供中老より残りの家老始へ申來る書狀披見す

増上寺大僧正 行在所等へ出候節袈裟葵紋いか、故予紋申請度旨願書差出す
文意少々不分明に付今一應可尋旨錦へ申付

二十四日 増上寺願書認直し來る

二十五日 御所烏より傳へより御便り著來二十七日辰刻御即位仰出され仰參る十九日出也

橋より来る
上方の事色々々

烏丸へ藤より文出す増上寺願書見せ御差支無や尋の事並ニ中山歸京の事町屋敷居宅此まゝ下されの様願七月二十七日出し也の事兩頭文見す追而返事の由也酉刻過表より書付入當邸差上候様清水家來へ烏丸より達しの由清水家來より届也

二十六日 烏丸へ藤より文出す寫

左様候へは清水邸此儘御住居の事先達て御まへ泡へ御相談遊はし候處何もく御差支有らせられぬよし三條泡御申のよし御申入にて誠ニ忝り候御安心遊ばし成らせられ候處今度御用ニ付差上候様清水家來へ御達しのよし昨夜聞せられ宮泡もや張御立退遊バし候御事やと御當惑己ニ有らせられ候御用の御事をかれ是御願遊ハし候ては恐入られ候へ共只今御立退等候ては實々御心配の御事共も有らせられ候まゝ何卒く御汲取遊はし是迄通當邸に御住居出來られ候様御願遊はし候まゝ三條泡へ御申入にて御取計の様只管御頼遊はし候

返事來る右は少々行違の由故安心の様猶取調申され候よし申越さる右の由錦

中へ聞せ置

二十八日 人減ニ付中藤小性一人つゝ減の事表へ申出候様少進より錦へ申付酉刻過烏丸より過日の返事來當邸ハ此儘にてよろしき事紋は差支無事中山町や敷宅は猶取調申越され候よし也此程京師より東京府より御達しのよしにて行幸書付見せられ右は鎮將府より此間達し同様也

二十九日 烏丸へ藤文出す昨夜の書付返し兩頭芝願書申出す申刻過返事來る芝願書己歸る兩頭文は三條方ニ有候由追而歸され候事右願書錦より表へ相談ニ出す

九月

朔日 人減ニ付中藤小性交三人減間表へ申可出す旨錦へ申付尤内々計の事京都へ申入す候旨申聞す

確堂名代上京の事近日 御出轡有せられ候間當地にて御禮申上宜よしにて差止られ候書付同人より申越す

二日 清水祿元通給り當家ハ御預の事達しられ候書付表より入

四日 橋本より便り著右ハ秋元家來持歸り八月八日出の返事元七月四日認八月

七日著八月四日五日認同十四日著のよし七月朔日認藤文同四日直書中將へ見せられ候處岩倉へ見せ相談の様八月十三日中將より申進られ十四日朝大納言岩倉へ參られ相談の處右様迄決著の事候ハ、早々取計出來候よし又中山へ同卿參られ示談の處評定ニ及ぶ可由七月四日認の直書も中將へ見せられ是ハ猶更岩倉へ見せられ候様八月十四日中將より申進られ右直書並ニ藤文持參中山へ示談明日一同相談ニて返事の由二十ニ少々示談替り候由中山より返事の由明日迄ニハ返事の由中山文見せられ中將よりも文有當地出役の人々只今上京ニてハよろしからぬ見込御座候やと申越さる人減の事表へ申出候や否藤より錦へ尋未申不出よし返答

五日 烏丸へ藤文出す 御即位御悅の文狀管頼此間の兩頭の文催足御出輦御日限女房御供尋合す酉刻返事來る文返さられ候御日限不明節句過御出輦や女房御供無事申越さる

七日 人數書認直し表方へ出し候よし錦より少進以申入天御方より家來扶助願の事大總督府へ願書出され候事錦より承る但し六日也

當家領地奥州の處今度參河ニ所替仰付られ右御渡しに成候書付入並ニ當地屋敷地二ヶ所紀州共給り候事東京府より達しの書付も入

十二日 已刻三條より使來り申され度義有之候由ニて明日明後日の内入來尋られ十四日と返答す刻退は未刻の由也申刻過橋本より便り著尾持歸る當月二日出也大納言より上の事此程三條上京止られ候ハ間違ニて何れ上京の上ならては評定付かね候よし中山申され候事告られ行在所へ出此度の御禮ハ濟候共明後年御忌年申立よろしき由明年大嘗會ハ京師ニて被爲行候間御永留ハ有らせられすやの事申越さる先便兩名にて出し候文勢州へ見せられ中將よりの返事も見せられ同様文回也

十三日 本月中旬 御出輦東海道を成らせられ候御事行政官より達し書付表より入

十四日 未刻過三條入來即時ニ面會申述べられ候次第ハ上京の事先達て京師より伺はれ候へ共未時節不至候由言上致され候由最早願候ても御差支等無由故當年中ニても宜敷由近々 行幸女房供奉も候間趣意を御直ニ申上候様三條も承

り置れ度今日入來の申聞らる

龜之助移後願候心得の處御内々御沙汰伺候事其後龜之助移濟ニ付願候心得乍右御沙汰の邊分り兼烏丸迄承り候事ニ候尤下々難澁をかへり不見願候譯ニハ無乍明後年御年廻ニ付明年中ニ上京の様仰出し戴度 行幸の上願候心得の事と終に住居の處は當地ニ永住當然の事乍猶又勘考にて可申入答置此外津輕屋敷の事中山屋敷の事申入置申刻前歸城

十五日 三條烏丸万里小路へ送り物使出す錦小路へも昨日の次第申聞置

十六日 三條よりあいさつ直書來る

十七日 錦小路初いとま濟の事

十八日 年號改元 明治 御一代御一號の事書付入

増上寺大僧正願の紋の事表方よりも東京府へ伺濟の事錦より申入

十九日 烏丸へ橋本への狀宮頼藤文出す返事有此程の御まなあいさつニ何れ入來の由並ニ來る二十日 御出輩の御事昨夕京師より申來候由女房供奉の事申越さる橋本大納言へ直書大略

此間より著兩度の返事ニ三條入來にて申聞られ候次第並ニ返答ふり又旅宿の事申進す別紙ニ進退相談の事右寫

私住居の所駿ハ望無候へ共一通道理を以申せは一たん徳河家へ嫁し候上ハ昭徳院殿墳墓の地をはなれ候ては心よからざる事尤土地をへたて候とも同し事乍當家只今の成行の處にて歸京と成候ては何か不實の様ニ存_り當_り 當地人さゝも拘り候やと存候まゝ、此處にては明後年御年廻のかとを申立上京致し何ヶ年京師に逗留候とも何れハ歸東の積りニ致し當地にて私屋敷を置_り 去_り 昨年八ヶ年の間實ニ心配己の事共にて再當地へ住候半とは聊も存不申候へ共此處にて此儘歸京と成候ては大ニ人きよろしからすと存候まゝ、前文之通 行幸の上申上三條へも申候半やと存_り 上京の上三四年但五六年も逗留と仰出され戴當地の形勢並ニ人きを見定め候ハ、其上にて京住と定め候かとも出來候半と存家來共へも談し合候處私申には尤ニは候へ共再歸候趣ニ致し置先へより當家よりそれを申立歸り候様申出候節ハ致し方無や且又今度私諾

事まかなひ定り候處よほと手薄ニ候ま、兩方にては六ヶ敷や杯申居
 私も其邊ハ何の見込無候へ共三條所存ハ假令上京候とも昭徳院殿墳墓の地
 ニ候ま、終ニは當地ニ住候ハ、後世迄恥る所無と申され候由中將殿より承
 り居候ま、かた／＼此儘歸京の様とは申出し兼候事又前文の次第三條へう
 ちあけはなし候ては何か名聞己にて實意薄くと存られ候半それも残念の事
 うち明方ハ三條も何れ歸り候事と存のられ先々にて不都合ニ成候やと其
 邊心配致し、假令京住ニ成候とも當地へハ徳河家江戸屋敷も給り候ま
 、それへ成とも私家來を置代香等致させ度存、しかし兩三年跡より月
 毎代香ハ勿論年廻等總て代香ニ參らせ候事ハ表方より差止候ま、當年は年
 廻ニ付殿しく申立やう／＼參り候様成事しかしまり付候ハ、ケ様己にも
 無候や乍只今の様子にては京住ニ候ともさのみ替り不申候しかし京住にて
 は後世人口ニもか、り候様にては残念の事當地人きも實ニ皇威立せられ
 候御時節ニ候ハ、自然ニ復し和らき候半左候ハ、とくと見定め再下向も致

し候半乍實の處は誠ニ好不申其邊ハ上京にて御相談申候半差か、り心配候
 ハ、行幸之上住居の所決心にて申上候様三條申され候ま、前文の通り再歸
 り候趣を一通申入候方よろしくや惣てうち明け先の處は含むられ候様頼候
 方よろしくや内々御相談申、尤申上候以前に上京の節ハ留主の者殘し
 候事當表へも談し候積りニ候實ハ表方にてはこまり候半乍此儘
 歸京の様とは申出兼候事承知の事と存、去乍先達不通の大名の所ニ私
 居候事猶名義不都合ニ思しめし候由承り候もし、住居の事ニ候ハ、其趣
 朝廷より仰戴候ハ、重疊乍是も上京の上ニ候ハ、猶更有難存候何分今度上
 京の砌ハ再東歸の様致し度ハ候へ共三條の處心配致し、旬は當年にて
 も三條申され候ま、先明春と願候心得ニ候御滞留にて不都合乍當地下々ニ
 ては私居候間ハ安心乍上京ニ成候ハ、跡ハ何と成候やも計難杯と申心配の
 由ニも承り、鎮將府も置れ御仁政を施され候へ共とかく疑多き氣風ニ
 てあやふみ居候ま、かた／＼行幸にて猶又御仁惠を蒙り御滞在中に私
 上京候ハ、人きにも拘り不申と存候ま、明春と願候心得ニ候以上

二十日 橋本より九月十三日出便り著大納言上京の事 行幸迄見合候様申越さる中山書面見せられ文意同斷御出輦二十日仰出され御休泊書付行政官より達し也

二十八日 女房著の節家來遣し宜哉否問合並に品河 行在所著御之節御機嫌伺男使の事藤文にて烏丸へ出す午刻過五辻入來奥へ通し藤少進玉嶋出會宰相位等の禮申さる供奉の人々承り度と申さす書取廻され候よし申され申刻前歸る二十九日 孝明天皇様御忌日御廢ニ付今月より御備物止候事烏丸より返事使ハ兩所共出し可然由家來遣しの事ハ御先廻り女房著の上返答の由不日同卿來れ候よし申こさる五辻より供奉書付送られ酉刻比鎮將府辨事より達候書付入右ハ來月十一日 著御の事並に御道筋等也

十月

朔日 烏丸へ藤文出す右ハ養春院當時居宅の事也申刻返事來ル三條並ニ其筋へ申され追而返事の由申こさる

二日 烏丸より文來り養春院の事ハ其儘にてよろしき様取計られ候よし猶明日

午後來られ候よし申こさる明日にて差支無事直ニ返事出す

三日 未刻前烏丸入來藤少進玉嶋出會品河西城へ著御御機嫌伺使人躰奥用人ニて宜敷由名前兩三日の内ニ申進候様御まなハよく日上候様女向の事ハ猶御先廻り女房著の上相談にて否申進られ候よし養春院事ハ夫々へ達し濟候よし申述られ同刻過歸る使人躰の事錦へ申聞表方へ示談ニ及名前書付入同夜番頭初居宅の事御聞濟に成候事申入有養春院も同斷

五日 十日十一日の使人躰書付烏丸へ出す使歸り返事ハ無

八日 御著輦十三日ニ有らせられ候由奥用人西城にて承り候由申入也

九日 烏丸へ便り出右ハ著御後御機嫌伺御まなけん上の使名前廻す事返事來り何も承知也

十日 三條より御菓子送られ使來ル烏丸より使來り愈十三日著御明日品河へ烏丸參られ候よし申來ル

十一日 昨日女房著の由女向遣しに不及由烏丸家來より番頭へ申し來ル

十二日 朝倉廿四郎品河へ出

十三日 朝倉出仕にて申入昨日品河へ申刻

著御口上申入取次辨事西尾遠江介のよし也

十四日 堀小四郎昨日西城へ參上取次矢具太郎三郎也辰刻前

著御後恐悅並ニ御機嫌伺使者出す富永まご太夫未刻過歸り大廣間御二之間ニ
て烏丸より御返答申述べられ候よし申入内々けん上物使添番ニも同卿面會返答
申され文ハ追而返事の由也

十五日 橋本大夫明日來られ候よし申來ル午刻過西城へ出候用人歸り明日巳刻
勅使五辻入來の事口達のよし申入

十六日 橋本入來延引のよし申來ル午刻過五辻入來上段にて御口上伺此度
行幸ニ付辨事 御使にて御目錄之通拜領猶近々參上の様仰蒙ル御禮並ニ參内
日限追而可申上旨申述べ未刻過歸られ申刻御内儀より御便り御内々拜領物御目
録書廻る參上の事も仰承る天璋院方の事も申參る

十七日 橋本大夫より文來ル橋本へ文出す昨日の御禮使の事申付明日參りのよ
し也予付の男子明日參内候様辨事役所より達し也

十八日 午刻過大夫入來申刻過歸り大納言靜より文大夫持參させる事無未刻當
月一日出大納言返事著住居の事當地御治定可然由家來殘しの事申越さる西城
へ出候番頭歸り參内の事ハ帥長橋坊城五辻へ相談の様列書持參の様申付られ
候よし

十九日 兩頭への返事致す少玉參らせ候節日限申入候事

列書男女共名前差出し候様日ハ一日二日ニ候ハ、差支無由五辻申聞られ候よ
し吉川より申入日限ハ未御内儀へ申入す故しかとは申兼候へ共先一日二日と
申され名前も同様追而返答可致申聞右新大夫より返事有少進參り明日にて
もよろしき由申越奥よりも御便り有少參り明後日と返事出す酉刻列書五辻よ
り返され堂上參入付添也田安入來面會の事 來月一日との事道筋書等廻る
二十日 岩倉より使にて明日來られ候よし也差支無旨ヲ答橋本大夫に便り廻達
の文出返事有大夫一日付添仰付られ候よし申越さる大納言への直書略
住居の事は先達の通決定の事旬は相談の上家來の事は決定致かね候事
二十一日 天璋院御方より直書來ル住居の事進献物の事大總督へ願置の事等頼

也

已刻過少進參内亥刻歸參申刻岩倉入來藤初出會送られ物有中山より使來り儀同其内ニ來らひ候由也

二十二日 御内儀より御便り有未刻伯三位入來三條上京否の事大夫へ尋文出す急ニては無やと返事也

二十三日 申刻綾小路少將入來

二十四日 三條の事尋の文烏丸へ出追而返事のよし也中山より使來り今日の中ニ來られ候よし申越さる申刻西城に出候番頭歸り參内仰出され書付持歸る堂上ハ五辻彈正大弼交野左京大夫橋本大夫也

二十五日 已刻儀同入來參内仰出されの事錦小路を以表方へ申渡す氷川行幸二十七日の事行政官より達し書付入

天璋院御方へ返書出す祐筆持參申刻歸り落手の事右返書寫大略

其御所を當地に御住居遊はし幾久しく御菩提仰上られ度思しめしとの事御尤に伺なりそれ己の事は私よりも可然筋へ申出候半乍其邸其御所をへ此儘御拜領遊はし度との事此義ハ表方へも御示談の上表向御願に成候事ニ候

ハ、私ニも差心得願出候事乍私より内々願置候已ニて表向御願あらせられすては 朝廷より思しめしにて給り候譯ニても御座無やと存なりよし又私より願置候ても表方ニて承知無くハ始終不都合ニ成候やと其邊も心配致し候ま、何卒表方へ仰出され御うち合にて表向御願ニ成候様ハと存なり其上に候ハ、私よりもいか様とも御取持申入度心得ニ候ま、前文の通願度今一應御返答伺度存なり猶又此程大總督宮内へ御歎願御事女向御扶助の事ハ錦小路承りなりいか様の御願ふりに有らせられ御願の砌大總督宮内より何とか返答あらせられ候や始終を辨不申むさと願出候ても不都合と存候儘心得のため委細伺度存なり其上ニて參内の節差含申出候半と存なり以上

此餘進献物等の事也

二十六日 御所より御便り福井豊後守高階筑前守來ル

二十七日 龜之助殿來月朔日國元出立の事書付入

二十八日 天璋院御方より返事來り當地に住居の處頼れ猶大總督王への歎願書

相見せられ龜之助殿當邸へ着の事御届申入吳候様中老より願出申出方今一應承り合せ候様錦小路へ言付置

二十九日 慶喜閉居御免の事願書諸役人より出候よし田安より家老持來ル猶面會にて答候趣返答す

晦日 御所より御便り松拜領

十一月

朔日 辰刻過出門參 内即刻御對面並ニ三條面會

上京の事旬の事屋敷の事天御方の事申述上京仰出されハ 朝廷よりの事屋敷は願の事右の事共御直ニも申入置三位卿へも頼置付添堂上の事もはなし置亥刻退出歸殿子刻過五辻面會御禮傳言す

二日 御禮文出す上野より歎願書出す請取置 龜之助休泊わり入七日著府也

三日 龜之助當邸へ著願の事表方並ニ番頭西城へ出御聞濟の事五辻初へ使出何れも他行中の由也日光御門主御進退の事願書養春院より出す

四日 橋本大夫入來上野願書初の方計辨事への傳達大夫へ頼御所より御便り御

禮の御返事也

五日 橋本より便り大夫より通達させる事なく田安入來面會す慶喜御免の願書差返し斷ル紀州の事はなし置當邸拜借の事可然と答有 御所より御便り少進玉嶋の被召候事

六日 少進參内上の事早々仰出され候様便りの事鶴の事可伺旨示置少進酉刻歸參前條の件々表に申出され候由御答の事

七日 藤崎使ニ來ル此程の返答言付未刻田安面會申刻龜之助著直ニ面會御所より御便有天璋院御方への直書藤崎へ渡す 右大略

當地住居借受の儘ならば宜敷かるべく右紀州へ應對の事表方へ申出され候様今一ヶ條ハ六ヶ敷や事

九日 田安より内獻物頼直ニ傳達御所より御便り上の事は三條へ申され候よし申來ル

十日 龜之助殿辰之半刻參内の事昨夜達しの由申入巳刻願出午刻過參内田安確堂付添也

同時大夫入來勝尼の事頼上野の事辨事落手のよししかし御沙汰には及はれぬよし也申刻歸られ候酉刻過龜之助殿退出田安同道にて面會
御對面 天盃拜領御學問所へ召御菓子御文この内給ル
十一日 昨日の御禮文御所へ出午刻過倉橋入來
十二日 午刻過龜之助一昨日の御禮に參 内未刻退出
十三日 辰刻辨事役所より番々頭召即刻西城へ出玄關兩所ニ成候様の事達し也未刻退出御所より御便り明日少進參内の様申參る
十四日 晴光院方より使にて酒井家族入國の事御不しんの達書見せられ晴方の處願吳候様との事也追而返答の旨示置 巳刻過より少進參られ晴光院方より右頼の書付出す酉刻少進歸る岩くらの事承り歸る
十五日 玄關の事申入に番頭出御所より御便り明日濱へ行幸のよし參 内の事仰參る龜之助殿赤坂へ參られ
十七日 來ル十九日龜之助殿參内の事辨事より達し也
十八日 新嘗に付參賀ニ龜之助殿參内未刻過退出正四位下少將宣下續て正三位

中將ニ傳任せらる

十九日 岩倉の事返答ニ少進參内午刻三位中將殿參内大夫へ便り出す申刻三位中將殿退出瀧園來り頼事有酉刻少進退出
二十日 中將殿芝へ參らる午刻過大夫入來
酒井の事示談申刻歸られ建治より少進へ頼の事有辨事より達し來ル廿七日辰半刻參内の事辨事一人付添の事御所へ御便り出
二十一日 參内の事表方へ申渡す
二十二日 京師への便り御所へ出兩頭へ一通橋大へ一通
二十七日 辰半刻參 内坊城付添御對面ハ乘馬拜見三位中將殿召にて參 内御内儀へ召御菓子御文この内拜領致さる三條ニ面會との事近日仰出され候よし申聞られ中將殿歸國の事咄し有亥刻過退出橋大夫付添也上野願書辨事へ通達頼置
二十八日 中將殿歸國御いとま下され候書付表より入
二十九日 寒中御機嫌伺ニ中將殿參内田安ニ面會歸國の事表方へ催促願ニ出宜旨答還幸旬仰出され書付入

晦日 大夫入來歸國の事上の事中山の事三條へ申入頼御所より御便り橋大より
當月十六日出返事著

十二月

朔日 藤參内上の事せわ卿相伺酉刻歸參伯三位入來

二日 大夫入來三條申入の事何も承知也來る四日參 内の事辨事より達し也

三日 中將殿來ル五日當地發足歸國の事書付入

四日 辰半刻參 内千種付添未刻過昨日仰達の由にて來春上京の事書付屋敷より廻る申半刻過三條岩倉ニ面會上の事色々咄し合寅刻頃退出付添大夫也中將殿參内奥へ召拜領物有

五日 辰半刻中將殿出立相濟上京ニ付實成院令迎表方へ問合す橋大より十一月二十五日認文來り勝の事申來ル

六日 岩倉來られ面會御内意の事伺猶上の事色々示談有今日正月下旬出立の事當邸拜借の事等願書西城へ出す冷泉大夫綾小路少將入來也午刻過大夫入來酉刻歸られ御所より御便り

七日 藤參 内天の事願大夫より文にて上京付添に居残り仰付られ候よし申來ル天方の事表へはなし置酉刻藤歸參願の事は明後日返答のよし也

八日 卯刻御出糞濟せられ候御事御所より申參る未刻過大夫來られ上京掛西四辻ニ仰付られ候由咄し也申刻歸られ

九日 少進參 内御土□□の事いしの事帥岩倉承知のよし承り歸る上京伺書下ル伺通宜敷旨下ケ札也

十日 上京供男子向人數西城へ出す書付番頭より伺いくみさ歸參

十一日 實成院所存尋當邸望のよし也未刻過岩倉入來天璋院方の其餘色々示談有上京掛西四辻當家の者共明日仰付られ候よし也申刻過歸られ

十三日 申刻前西四辻入來色々示談有戌刻頃岩倉入來右ハ當方より招也示談有今日天璋院方へ給り候金子補將兩所より文目錄書西四辻持參也出立日限正月二十

しらへ咄
し置く

十四日 昨日金申出しに番頭出持歸る夕刻大夫入來相談事有右ハ屋敷の
事催促也

十五日 藤金持參にて紀州へ參る芝へ參る來ル二十二日治定す藤歸り御所補將

へ御禮の事尋られ

十七日 金の事御禮文初四辻へ出す 大夫入來勝光院の事治定並に色々示談有
屋敷の事今一度願書可出旨西四辻傳言即時ニ表方へ申付出し候由也芝より願
書知門迄よりの書付添

十八日 芝方丈面會願の書表より入酉刻過西四辻より文にて本陣付の事申來ル
十九日 昨夜の返事西四辻へ出申刻過西四辻入來や敷之事尋未承知無由方丈の
尋明日返答のよし也予へ千金拜領藤初へ御手當給る

二十日 屋敷の事芝の事御門跡の事人躰認誂直ニ入西四辻より文にて方丈の事
願通にて宜敷旨申越さる酉刻過大夫入來三ヶ條の事書付渡す色々示談有

二十一日 右は二十日也

番頭初へ御手當拜領の事天璋院御方へ御禮物等無方宜旨申遣す雨義ニ付増上
寺參り延引申出す芝の事西城より御聞濟ニ成り候由竹橋同斷の事表より申入
二十二日 西四辻より輿申出し文來ル右府公歸京の事同斷橋本より便り著
二十三日 辰刻過出門巳刻頃増上寺方丈に著即時ニ

先々帝様御尊牌拜其より安國殿台徳院殿護國殿昭徳院迄御廟所御宮殿有章院
殿拜參岳蓮社へ向觀行院殿位牌廟所拜終て方丈へ歸る方丈對面未半刻比出門
申刻過歸殿濟

二十四日 今朝大夫招ニ使出す巳刻比入來屋敷の事明日返答のよし也今日予初
出立日限中將殿より辨事へ伺書出猶番頭より申出番頭へ西四辻よりいしの事
申聞られ兩所の内入來の様申入申刻過右府公入來直ニ面會いしの事噂也即刻
歸られ引續大夫入來いしの事當方を取調否申答候趣申聞置

府中にて中將殿面會の事西四辻へ答置候様との事也中將殿よりせん別物有
二十五日 いしの事天璋院御方へ錦より申入當人ハ明日呼よせ所存尋候事少進
より承るや敷の事日限の事御聞濟書付下ル府中の事否實成院所存錦以尋の由
邸望の由返答也橋本より便り著先達反物送り候禮大納言靜より申來ル

十八日 認十九日出也日限の事一同へ申渡す

二十六日 いしの事御請猶紀州へ申入候上の由也

二十七日 いしの事彌御請ニ付あら澤西四辻邸へ申入ニ出其節府中にて中將殿

出會の事錦初品川へ見送の事申入橋本出會にて何も承知差支無旨申聞られ候
事勝光院來ル

二十八日 巳半刻大夫歳暮ニ入來午刻過西四辻同様ニ付入來面會す未刻過田安
同様ニ付來られ

二十九日 御所並ニ橋本への狀宮大夫へ出す直書一通大納言へ出す

明治二年

正月

元日 晴 正親町三條西四辻橋本入來 西四辻橋本面會

五日 天晴 御所より大宮御便り著酉刻大夫入來留守中表方へ申付候三ヶ條書
付の事正親町三條へ頼の事大夫に頼

七日 天晴 橋本より便り著三ヶ條の事錦小路を以表方へ申出し置

八日 天晴夕刻雪 大夫入來三ヶ條の事當家重臣へ申され候よし正親町三條よ
り傳言也

九日 天晴 卯半刻藤初出立橋本より便り著實成院錦初へ一こんを遣す

十一日 天晴 辰半刻天璋院御方へ被參る 酉半刻歸殿

十二日 天晴 西四辻來られ道中警衛黒田藩へ仰付られ候よし申聞らるゝ

十三日 天晴 奥の番の事書付にて表方へ申出す三ヶ條之請書左門より出す勝

光院病氣に付同道斷文來ル藤初より宮禰濟便り著

十四日 天晴 拜領御輿廻ル

十五日 天晴 河原伊豫守迎ニ下向仰付られ候よしにて今日著清水邸へ來ル

十六日 天晴 昌せき免し候事西四辻より差圖左門より請書出す落手

十七日 天晴 錦仲村へ書付渡し置錠口へ切 紀州へ移りの事表方より申込成

刻西四辻橋本來られ三ヶ條の事正親町三條より小倉十兵衛を呼寄せられ申付られ候よし違變候ハ、三條へ仲村より直々願出候様大夫へ傳言也仲村へ申聞置

十八日 雨晝後晴 卯刻出立巳刻比品河小休ハ著 錦小路初來ル中將殿田安見

送使來ル 午刻比河崎へ著生麥金河程ケ屋境木等小休亥刻比戸塚へ著

十九日 天晴 寅半刻出立辰刻前藤澤遊行寺へ著上人出少進面會午刻大磯へ著

小石差出す馬入川酒は川舟渡し戌刻小田原へ著小休 藤取 南湖梅澤

二十日 天晴 同刻出立湯元小休引物細工出し有 畑小休午刻前宮禰へ著山中

三ッ谷小休未刻過三島へ著京師東京へ便り出す

二十一日 天晴 同刻出立 沼津小休へ服部來ル少進面會原柏原小休午刻過吉

原へ著未半刻富士川舟渡し岩淵小休申半刻蒲原へ著

二十二日 細雨晝後晴 同刻出立 卯半刻比倉澤小休午刻前沖津へ著小吉田小

休未刻前府中へ著中將殿來られ候酉刻歸城

二十三日 天晴 同刻出立安へ川渡し丸子宇都谷岡部小休大井川満水にて今日

延引藤枝にて一泊の様西四辻より申越さる午刻前藤枝へ著未刻比本陣へ西四

辻橋本來られ明日彌渡りにて宜旨申さる、東京より便り著 府中より使者來

ル少進面會

二十四日 雨 同刻出立三軒家嶋田小休巳刻比大井河渡濟金谷ハ著申刻比掛川

へ著京師東京へ便り出金谷より日坂山鼻小休

二十五日 天晴 同刻出立原河小休巳刻過見付へ著天龍川船渡し万能村野立池

田小休未刻過濱松へ著西四辻に面會

二十六日 天晴 同刻出立二度小休辰刻出船今切渡し濟午刻前新井著申半刻過

吉田へ著

二十七日 曇天 同刻出立小休二度赤坂へ著申半刻岡崎へ著大樹寺上人來ル少

進面會

二十八日 天晴 同刻出立今日泊尾州藏屋敷へ著之様尾州より段々願ニ仍治定のよし西四辻より申聞られ小休二度池鯉鮒へ著未刻前尾州邸へ著尾州父子來られやす出會到來物有明日彌七里の方治定のよし西四辻申聞らる

二十九日 天晴 辰刻出立午刻比より申刻比迄鹽待尾州より到來物有船中へ西四辻來られ橋本は同船の事酉刻桑名へ著

三十日 天晴 寅半刻出立小休二度四日市へ著申半刻關へ著石川日向守大手外へ禮服ニて出迎輿脇の者答禮

二月

朔日 天晴 同刻出立土山晝申刻石部へ著加藤能登守石川同様ニ出迎明日大津へ岩倉橋本坊城向ニ來られ候よし西四辻より申聞られ候

二日 雨 同刻出立草津晝申刻大津へ著橋本大納言坊城右大辨宰相小倉侍從來られ面會西四辻にも同斷

三日 曇天夕刻初雷 卯刻出立巳刻京著藤宰相前大御三中間來ル面會橋本初

面會口祝進す 藤宰相より御口上伺品々拜領口祝進す大宮御所御初所々より使有三條岩倉へ番頭使ニ出す

四日 曇天 藤御禮使ニ參 内岩倉來られ此邊ニて直に京住と仰出され可然や尋られ御猶豫願候事 橋本大納言小倉侍從裏辻來られ候玉嶋より便り著 酉刻藤歸參

五日 天晴 橋本中將綾小路前大納言同少將來られ

六日 天晴 橋本大夫來られ船廻し残らず著

七日 曇天 玉嶋初著聖護院宮泡成らせられ御對面申入候事大納言入來東京より便り著

八日 天晴 小倉侍從來られ候

十日 雨 來ル十六日參 内の様表向ち、之文ニて仰參る

十一日 曇天 三條右大臣橋本大納言入來

十二日 天晴 大宮御所へ藤使ニ參る添使玉嶋橋本中將小倉萩原西四辻入來酉

刻藤歸參

十三日 天晴 橋本大夫清水谷中納言入來 いし四人御禮
 十四日 雨 風邪ニ付參 内延引御所三條橋本坊城戸田へ届使添番出
 十五日 天晴 橋本大納言入來 高階安藝守來る一こん進遣す
 十八日 天晴 中將近々勢州へ歸府ニ付暇ニ來られ本多平八郎御留主中警衛仰
 付られ候よし届來ル
 二十日 曇天 二十四日參 内之事三條初へ夫々届使出
 二十一日 晴天 大納言入來
 二十二日 天晴 今日床拂綾小路前大納言來られ橋本大夫近々伏見へ勸學尋ら
 れ候暇こひニ來られ來る二十九日賀茂下上 行幸二十八日神宮 御參拜ニ付
 祈年祭御再興の事表向ち、之文にて仰參る
 二十三日 雨 戸田大和守來ル少進面會
 二十四日 雨 午刻參 内橋本小倉付添同刻過參 内吳服所にて暫く控申口にて
 控御對面御重さかな 天盃賜る 皇后宮御所へ參ル二こん御盃御重肴御盃茶
 菓を賜ふ申刻過より御所二之御間にて御間物御一こんを給ふ御いとま之節拜

領物有亥刻過歸殿

二十六日 天晴 橋本大納言小倉入來泉山拜參三十日治定御所へ伺御差支無旨
 御返事有
 二十七日 天晴 桂御所へ藤使に參ル少進同道鷹司前右府に御成御面會申入候
 事酉刻藤少進歸參少進ハ橋本へも使ニ參ル
 二十八日 天晴 小倉來られ
 二十九日 朝曇天午後晴 今日賀茂下上 行幸大納言入來
 三十日 天晴 辰刻出門小休大佛宮泉山 山陵遙拜所へ著直ニ 山陵へ參る玉
 串大納言奉られ夫より御代々泡御廟へ拜參終而方丈へ著御尊拜申刻歸殿歸り
 の節も大佛宮へ小休晝食候事今日付添橋本小倉
 三 月
 朔日 雨 今日御まゆのうひ午刻出門參 内桂宮に御同様子刻比退出參り退出
 候大納言付添
 二日 天晴 淺野次郎八上京今日着之届有

三日 天晴 大納言入來明春聖忌濟され候迄滞留之様仰出され候よし同卿より
 伺次郎八來ル少會夕刻吉川三田阿久澤等謠をうたはず
 四日 天晴 明春迄逗留の事徳河へ御達し書付公用方より入
 五日 雨 大納言入來大夫入來歸東之人數書付出す
 六日 天晴 伯三位小倉入來本多へ警衛仰付られ候よし番頭へ取次より書付ニ
 て申來ル
 七日 天晴 御出輦後九條左府御出御守衛仰付られ候よし也西四辻入來面會
 大納言來られ已刻栗田へ著御の御事新大納言より申參ル並御休泊書付廻ル
 十日 天晴 小倉來られ九條の事取次より達し有並ニいしの事右書付也
 十一日 天晴 午刻出門大宮御所へ參る
 芝御殿ニて扣夫より御對面二献の御盃御重さかな等後院御庭拜見戌刻過退出
 小倉付添本多兵隊十人前後ニ付尤清和院門迄也
 十三日 雨 桂御所より御使玉の井添使藤崎小倉來られ
 十四日 曇天 橋本大納言入來

十五日 天晴 東京清水より便り著岩倉大納言來られ少進へ示談有
 十六日 天晴 大納言入來
 十七日 天晴 河原ヒ仰付られ御禮ニ出ル
 十八日 雨 番頭初へ供歸り仰付らる
 十九日 天晴 小倉來られ
 二十日 天晴 九條御成御面會申入大納言入來非常之節立退場所百萬邊の事
 申聞られ
 二十二日 雨 水野金八郎初暇ニ出大淵今日桂御別館御庭拜見
 二十三日 曇天 水野初出立
 二十四日 天晴 東京より便り著三月十八日出泰榮院方入國之事拜領屋敷の事
 等申聞る
 二十五日 天晴 大井河濟せられ候事 向よりの書取新大納言より廻る本多來
 り庭拜見願番頭案内ニて所々見する
 二十六日 曇天 大納言入來東京御所へ便り出

二十七日 天晴 やすとみ來ル酉刻歸り

二十八日 天晴 大納言小倉來られ

二十九日 天晴 新大納言より參 内の様申來候ニ付

后宮御違例中ゆへ御斷申入

四月

朔日 天晴 九條御出大納言入來去ル二十八日著御の事辨事より達し新大納

言よりも同斷

二日 天晴 了照來ル夕刻庭藤の本にて番頭初へ一こんを遣す番頭四人共出其

餘ハ五人也

三日 曇天 入谷來ル少進出會談候事有

四日 天晴 屋敷返上の事仲村へ申遣す驛遞より

五日 天晴 大納言入來小倉同今日熊野御出

六日 天晴 駿河より三月二十四日出便り著中將殿四月一日出立出府の事申來

ル

七日 天晴 綾小路前大納言來られ面會本多來ル

八日 曇天 寬貞來ル

十日 天晴 大納言小倉入來大納言より辨當送られ取はやし候事河原來りそは

ニて一こんを遣す右辨當は先年濱にて 照徳院様より送らせられのよし也

十一日 天晴 東京御所より御便り供奉の人々著の事届也

十二日 天晴 天満宮上御 社へ代參少進

十三日 天晴 本多來ル下御 社清水寺へ代參玉嶋

十四日 曇天 願寺黒谷へ代拜玉嶋

十五日 天晴 熊野祭ニ付神輿を入候事斷のよし神主代來り申入右の事ニ付番

頭橋本へ相談に出歸り來り門内へ入候ハ六ヶ敷守小門より拜ニて可然旨示上

られ其もふけ出來候事

橋本大納言來られ未刻過神輿通行小門へ御簾懸拜す外へ番頭兩人添番初一兩

人つ、つめ候事拜終而鈴をふる神輿を上く

十七日 曇天 東京御所清水より便り著小倉來られ

十八日 曇天 大納言來られ親子へ今度給り候御賄等の事同卿より御内意伺右
書付寫候様藤初へ申付られ候本多來ル
十九日 雨晝後晴 來ル二十三日於久世大炮打試の事辨事より達しのよし取次
より書付來ル
二十日 天晴 大納言へ帳面かへし一人闕之事申進す尾州一 より中將殿著悦
申來ル
二十一日 天晴 蓮觀院初六人來られ
二十四日 曇天 泰榮院方伏見へ著ニ付公用人使ニ來ル大納言來ル
二十五日 曇天 泰榮院方伏見逗留のよしニ付寄さかな進す使添番歸り來り今
朝出立のよし也
二十六日 天晴 東京御所清水へ便り出す九條^丸御成
二十八日 天晴 東園宰相中將來られ百々御所上らふはしめ來ル本多來ル夜中
火事
二十九日 雨 小倉來られ昨夜出火ニ付本多兵隊をつれ來り候よし今朝番頭よ

り申入也

五月

朔日 天晴 本多來ル玉嶋賀茂下上太田の社代參大納言來られ幾山來ル
三日 雨 東京御所清水より便り著四月二十二日^ベ
四日 天晴 綾小路前大納言來られ菅蒲さし此方男
子向ニてさす
五日 天晴 大納言小倉來られ
七日 天晴 東京御所より御便著御返事也
八日 曇天 中院大納言來られ
十日 天晴 大納言小倉來られ番頭初拜借金濟候よしニて番頭兩人橋本へ呼れ
渡され候事
十一日 天晴 東京御所清水へ便り出す御内儀へ願
十二日 天晴 五月六日出御便り著ギヤマン酒いれ給ル明日番頭非藏人口へ出
候様達有
十三日 天晴 番頭非藏人口へ出歸り百萬邊の事辨事より達しのよし也

十四日 天晴 桂御所より二十一二之内参り候様仰参る 御所へ申入橋本へ届
十五日 天晴 九條様御出東京御所へ便り出但十六日
十六日 天晴 清水より便り著天璋院御方より返事來ル
十七日 天晴 小倉來られ今日御用召にて参内之處親子此儘京住居の事東京ニ
て 仰出され候趣東京より申來り候よし辨事久世より達られ候よし申聞らる
右ニ付大納言へ相談之事小倉へ頼直ニ橋本へ行られ候事
十八日 天晴 大納言入來相談事有東京御所より御便り著京住の事兩頭より仰
参る番頭へ少進を以申聞置尾州より三位中將上京届來ル京住仰出され御吹聽
大宮様初御所へ申入藤文
十九日 天晴 泰榮院方國許へ著のよし藝州より届有
二十日 天晴 京住の事ニ付御所へ御禮三條橋本へ文出す便り御所へ願早速出
され候よし也 三條への文寫
私京住の事其御地にて仰出され候よし辨事より申達しられ候よし承り猶ま
た御内儀よりも仰参り御厚き 叙慮深くかしこまり存^{なり} 京住ニ候ハ、

誠ニ安心忝りの事にハ候へ共徳川家へ對し候てハいか、と其邊深く心配致
^{（假令）}ま、假令の様成事にハ候へ共明春 御年回濟せられ候後猶又逗留之
様と仰出され候様成御次第ニ相成候ハ、猶さら忝り^{なり} 京住ニ候とても
家茂年回の節にハ出來ぬ事ニハ候半乍も下向致し度と存候程の事ゆへ右様
相成候ハ、深く^{なり}かしこまり^{なり}しかし 叙慮にもとり候様にてハ是又
恐入候事故其邊御ふくみて御勘考御頼申入^{なり} 私趣意の處ハ昨年申入
御承知の事と存じ^{なり} 御まへ^{なり}も御同意の様ニ承り候事ゆへ一應御相
たん申入^{なり} 尤仰出されの御事に候ま、かしこまり御請ハ申上候へ共右
の處御勘考御頼申入^{なり}
兩頭へ直書にて御禮文其内ニ三條ニ申入候事候ま、猶右府公より言上候ハ、
よろしく頼の事認入中將へ右の事並ニ留主人の事等頼進す尤直書仲村へも心
得ニ申遣す藤より

二十一日 雨 する河より便り著京住の事並ニ 昭徳院様御年忌の節東下の様
岩倉直諭のよし書取表方より入候よしにて野村より申來ル午刻過出門桂御所

へ參ル付添大納言迎ハ小倉也亥刻過歸殿

二十二日 天晴 玉嶋願書大瀧より土山へ傳言當人よりも同斷本多來ル少進面會東御所より御便り御返事已

二十三日 天晴 小倉來られ

二十四日 天晴 知光院初四人來られ

二十五日 雨 大納言小倉來られ

二十七日 雨 東京御所より御便り京住ニ付御賄向家來共男女共御扶持並ニ徳川へ仰達しの書付二通清水よりも天璋院御方初人減の事仲村より申來ル

二十八日 天晴 大納言來られ東京より廻り候書付番頭へ見す本多來ル

二十九日 雨 大宮様御初へ御禮御吹聽表向使也 御内儀兩頭へ直書ニて御禮

右府公へも直書岩倉へ藤より文出す御内儀へ願 三條への文寫
私京住仰出され候せつ家茂年回の節ニハ東下致し候様仰出され候御書付徳河表老女より廻し便り去二十一日著致し忝リケ様の御事に候ハ

先便に御相たん申入候には及不申候事御用多の御中御面動をかけ御きの

とくに存 御内儀よりも御沙汰書廻され候御便り去ル二十七日著致し段々御厚き御さた共深く忝り 趣清水屋敷々々、年回の節ニ下向候様御さたも候へは是迄の儘ニ私へ拜借の事とハ存候へ共其邊いかゝに候や御尋申入

六月

朔日 朝雨午後晴 九條様より使を以近々東下仰出され候よし御吹聽有京住表

向御吹聽所々へ申入

二日 晴 大納言來られ清水より便り著小四郎出立日限二十五日仲村より申越

三日 雨 清水より便り著兩山法事實臺院ニて取行の事申來ル

五日 雨 本多來ル日誌廻る番頭より奥へ廻す

六日 曇天 東京御所へ御禮文出大納言入來

七日 雨 東京へ便り驛遞へ頼

八日 天晴 來ル十日十五日木瓜明神祭禮通行之事届來り候よし番頭より申込大納言小倉來られ表客之間次之間ニ兩所著座次ニ土山淡路守座付られ候安見

松田兩人掾座敷へ出大納言より當分御用人と申附られ次ニ吉川初四人同斷終而安見松田吉川初著座阿久澤初夫々申付られ藤初頂戴物書付にて渡さる其餘ハ表ニて土山安見初吉川初申付候事堀小四郎著當方へ來ル少進面會京住の事仰出され中將殿より御請書取持參す九條様近々御出立ニ付御暇ニ御出

九日 雨 六月三日出東京より便り著堀來ル藤少進面會五條愼の事行政官より書付來る

十日 天晴 御留主長官鷹司様次官烏丸行政官より書付入堀來り少進會清水の事仲村初の事重役共より申付候よし申入綾小路來られ初ニ出候直書返事兩頭より來る

十一日 天晴 大納言來られ尾州三位中將著届有堀來り實成院移りの事今日東京重役より最足のよし申入右ハ御承知の事早速少進より實成院へ申進す便り出す

十二日 天晴 東京へ便り御内儀へ出す三條へ直書仲村へ藤より實の事心得ニ申遣す三條への文寫

清水屋敷是迄拜借の處御承知之通手廣の方ニ候ま、返上致度しかし〇〇年回之節下向の様御さたも有らせられ候儘今少し狭少の所を拜領致度此段御まへ様迄願より以上

十三日 雨雷 尾州より高拜領吹聴有

十四日 雨 本多來ル

十五日 天晴晝後雨 小倉來る小四郎暇ニ來ル藤會天璋院方へ直書渡す少進會

ニケ條返答書付渡す明日出立也

十六日 天晴 本願寺來ル

十七日 天晴 興正寺來ル大納言來られ三條より此程初度の返事來ル申進し候事承知のよし也 大納言にも去ル五月九日認文來り候よし大納言より見せられ右ハ先日の文聞取兼のよし不都合の返事のよし斷也東京御所より御祝之事申參ル仲村より文來ル

十八日 天晴 橋本へ願置の三管歸ル東坊城來られ兩本願寺へ使出す少進參 内

十九日 天晴 大納言來られ笙持參也晝後用事ニて圭三郎橋本へ出此程の笙調

出來候間吉川持歸ル

二十一日 天晴 小倉來られ

二十二日 天晴 近衛前左府様御成御面會申入

二十三日 天晴 小倉來られ綾小路冷泉白川來られ

二十四日 天晴 大納言來られ中將より便り着此間の返事且軍功御賞吹聽玉島

再願書出す成瀬今日於久世實丸打試有取次より達書來ル

二十五日 雨 錦小路來らる

二十六日 雨 玉嶋より内意少進より申聞彈正臺の事地面の事印かん等の事書

付來ル

二十七日 天晴 尾州一同より暑中見舞使有屋す上り

三十日 朝雨午後晴 大納言來られ近衛新前左府様御守衛のよし鷹様より大納

言へ仰參る玉嶋養生ニ下り

七月

朔日 曇天 本多來ル東京兩頭へ玉島の事中將へ直書書付類廻す右便りハ御内

儀へ出す界町御門の達書入並ニ乗馬之事尾州三位中將名護屋知事仰付られ候
吹聽

二日 天晴 東京清水より便り著暑中並ニ仲村初頂戴物事仲村より申越ま

御所より御便り著越後拜領仲村より頂戴物増の事申越ま兩頭より二度めの返

事來る右は二十一日出府中静岡と御改而新三位中將殿知事尾州同様仰付られ

公用方より届來ル

三日 晴 新大納言へ玉島の事届よもの事相だん藤文出す日誌廻ル

四日 天晴 九條様より彈正尹宣下並ニ御賞給御吹聽有泉山の事桂様へ御尋合

の御返事承る 直ニ御所へ伺文出

五日 雨 新大納言より返事來り代香上藤の様申來ル本多來ル

六日 天晴 泉山御水向代香藤參ル

七日 天晴 小倉來られ大納言大夫來られ三條より先達屋敷の事承知猶給り所

ハ取調濟にて大納言へ申越され候よし大夫へ傳言也東京御所清水より便り著

仲村より芝代拜の事申越す

九日 天晴 野々宮前大納言來られ右は書付公用方より入
 十日 天晴 願寺へ代參少進參ル
 十一日 天晴 小倉來られ
 十二日 天晴 近衛新前左府様御成仰置也綾小路來られ東京へ便り右ハ墓參の
 事仲村へ申遣す
 十四日 天晴 大納言小倉來られ
 十六日 天晴 大納言いし兩人夕刻より來ル吉川阿久澤うたひうたはせ候事
 十七日 曇天 近衛新前左府様御成表向御守衛仰付られ候よし仰置の直ニあい
 さつ使出
 十九日 朝雨午後晴 吉川榊原東下願書出
 二十日 曇天 東京御所より御便り中元御祝儀うす地拜領清水より同斷ほり著
 後の事中將殿歸國日限並ニ知事の事書付廻ル
 二十一日 天晴 小倉來られ吉川初出立
 二十二日 天晴 大納言來られ慎徳院殿御年回ニ付見舞尾紀より使有

二十五日 天晴 了照來ル駿州公用人より中將殿歸國濟届尾州よりも明日三位
 中將出立のよし届本多來り歸國届也
 二十八日 天晴 本多へ使出 行在所より御便り御返事也清水よりも便り著今
 度御改正ニ付中將殿も新從三位と稱候様書付仲村より廻す
 七月十三日大嵐のよし也本多來ル少進出會行政官より百官御改正之書付廻ル
 林光次郎老母病氣ニ付暇願書出
 二十九日 天晴 五辻來られ東京へ便り出
 八 月
 朔日 天晴 橋本小倉入來林出立
 二日 雨 清水より便り著させる事なし 來春歸東風聞否の事申來る
 三日 晴天 つく下り
 五日 天晴 橋本來られ榮御殿の事達し有 行在所より御便り玉嶋よもの事御
 差支無旨御返事有泉山へ代香の事橋本より示談濟の事承る駿河より便り著新
 六三位殿歸國濟届也太政官書付御留主辨官より來る

六日 天晴 行政官書付入日誌二十五冊廻る
 七日 朝雨後曇天 藤清水寺へ参る
 八日 天晴 小倉來られ八月十日は終日精進の申出す
 九日 天晴 用度下役外一人東下出立八朔御祝儀拜領
 十日 天晴 了照來ル誓願寺へ代參たさ
 十三日 曇天午後雷雨 橋本來られ中將より便り此間の返事並ニ渡會知縣事更
 ニ仰付られ吹聴申聞る中御門御留主長官の事達書廻ル清水より便り著
 十四日 朝雨午後晴 九條様より御便り
 十五日 天晴 玉嶋隠居申付
 十六日 橋本來られ清書出す彈正臺の事達書廻る
 十七日 天晴 上御 社へいくちと代參
 十八日 天晴 橋本小倉祇候と唱候達書廻ル
 二十日 天晴 小倉來られ譜面持參らる
 二十一日 天晴 皇太后宮職置れ候達書廻ル

二十二日 曇天 十二日出便り清水より著吉川初八月六日著の届仲村より申越
 二十三日 雨 大納言來られ諸御門通行の事申聞られ
 右ハ辨官より達書也いく故障にて下り
 二十五日 雨 小倉來られ藤故障にて下り
 二十八日 天晴 よも今日役替れつ同斷
 九月 月
 朔日 朝雨晝後晴 橋本來られ
 皇后様行啓の事承ル綾小路來られ清書出す
 二日 天晴 行啓の事取次より書取昨夜廻り候よし也
 三日 天晴 萩原來られ小倉來られ河原事東下ニ付代り中山の事橋本より通達
 也書付入 行啓の事錢の事也
 四日 天晴 橋本來られ 詔書の事 いく上り清水屋敷の事吉川より
申越よし用人より申入
 七日 天晴 清水の事書付入家そく引越の事ゑその事等也
 八日 天晴 ぬゐいとま願候事

九日 天晴 近衛新從一位様御成小倉來られ橋本來られ今日阿久澤初四人いと
まの事申渡し静岡より金子來る 御所より 皇后様へ御いとま參 内の事二
十三日と仰參る

十一日 雨 御所より御便り御越年の事仰參る清水より便り屋敷引移りの事仲
村より申越申來ル書付廻ル右ハ御仁恤の事御紋等也

十二日 曇天 ぬい下り

十三日 天晴 鷹司様御入橋本來られ來る二十三日午刻參 内の事仰參る 清
書出す

十四日 天晴 明日御使ニ五辻來られ候よし土山より達し

十五日 曇天 未刻五辻來られ別の御用なしあしらい方舊冬の通今日いく上る

次召出し

十六日 天晴 橋本來られ阿久澤初彌いとまの事申聞られやす養生下り

十七日 雨 書付入

十八日 雨午後晴 橋本正四位家來歸京安否尋られ

后宮様御出興來月五日仰出され御吹聴仰參る

十九日 天晴 書付入小倉來られいく桂御所へ參る

二十日 天晴 伏見宮妙音天別當より願書出

二十一日 天晴 午刻前出門橋本附添桂様も御參り

二十二日 天晴 御重御肴御盃御所にて御一こん丑刻退出

二十三日 天晴 綾小路正二位東行ニ付いとまニ來られ

二十四日 天晴 正二位來られ星野の事宮内卿より申來る

二十五日 天晴 圓明院來る

二十七日 天晴 小倉來られ

十月

朔日 天晴 橋本來られやす願書持來られ東京より便り天璋院方より返書來る

廣敷人減並ニ役名替りの事やす願書出す

二日 天晴 歡喜乘院宮様御廟へ少進參る圓明院下り

三日 曇天 今日床拂少進御所へ參る歸參にて此度御一新ニ付是迄の名癩せら

れ繪島と給り候事東京御所より御便り御返事也
 四日 雨 東京木文宮御所へ出す直書有
 五日 雨 后宮の辰半刻御出與濟せられ候事坊門三位より申來る午刻過安見歸
 參巳半刻過栗田御出立のよし申入也正二位來られ静岡より二度めに廻り候品
 今日公用人へ渡されやす願書返す事
 六日 天晴 土御門段々様子よろしからすよし申來り藤下り
 七日 天晴 小倉來られ土御門大切の事藤より申來ル
 八日 天晴 阿久澤初願之義六ヶ敷事來三郎より申來ル藤子細の所勞の事所々
 へ添文にて届出
 九日 天晴 鈴木平助悴願書用人共より出
 十日 天晴 小倉來られ
 十一日 天晴 正二位來られ神樂岡玉垣の事治定尾州正二位事昇進の事同藩よ
 り吹聴有
 十二日 天晴 后宮様佐屋川御渡船濟の事正二位より用人へ申越さる坊門三位

よりも申來ル
 十三日 曇天 東坊城從四位此方非常付仰付られ候よし同人來られ申聞られ阿
 久澤初四人宮内省にて御暇下されの事小川町屋敷より便り九月二十八日慶喜
 事深き 叡慮にて謹慎免しられの事北海道十勝國之内四郡静岡支配仰付られ
 の事廣敷用人初役名替りの事右ハ徳川表より書付入清水外庭三社小川町へう
 つりの事仲村より申來ル
 十四日 天晴 阿久澤初十七日發足の事土山より申入静岡より便り著慶喜事免
 しられの事從三位より吹聴静岡紺屋町へ移りのよし也
 十五日 天晴 今日より富來ル静岡大參事初より書面にて慶喜御免の事申來る
 鈴木平助悴願之事正二位承知のよし用人より申入
 十六日 天晴 阿久澤初御いとまに出ル皇后陛下新井御渡船
 濟申來る
 十七日 天晴 近衛の御父御招請の事正二位へ申遣す尾州從三位より到來物あり
 十八日 天晴 近衛の御父御入御兩公より到來物有亥刻御歸館書付入

十九日 天晴 近衛の兩公より昨日の御あいさつ直書參ル小谷東馬此方付ニ仰付られ用人同格のよし也土山より申渡す

二十一日 天晴 村山初役替

二十二日 天晴 小倉來られ

二十三日 天晴 后宮様御出迎の事 正二位來られ小川町より便り著みか殿靜岡へ移りの事等申來る

二十四日 天晴 るる今日下り橋本やす來られ 后宮の宮禰濟せられ候申來る

二十五日 天晴 小倉來られ日誌廻る

二十六日 朝時雨午後晴 藤内々清め上り了照來ル靜岡より横井餘十郎上京明日此方へ來る事

二十七日 曇天 餘十郎來る繪島出會慶喜御免の禮使也

二十八日 曇天 靜岡使來る四日出立ニ付三日ニ此方へ來り候事申入太政官書付入

二十九日 曇天 后宮を去る二十四日御著之事御同所兩局より申來ル同坊門より

りも申來ル用度添役本役ニ申付粟津せき上の同様

十一月

朔日 曇天 近衛新從一位を御入來藤下り土御門正三位薨去届出御留主官書付入公望謹慎の事也横山事明日來り候よし也正二位來られ

二日 曇天 餘十郎來ル繪島出會仲村初の事小四郎へ申付候事返答承り度事増上寺代香の事等申付る藤届所々へ出むすひ文也いく私用にて御所へ參ル藤届いく申入別段文ニハ及不申よし也

三日 曇天 小倉來られ昨日桂御所へ當月御實を御火焚御祝有らせられ候や否伺今日御返事にて何もあらせられぬよし也御所より御便り著

五日 天晴 小川町屋敷より便り著書付入

六日 天晴 御留主官書付入正二位來られ

七日 天晴 鈴木平藏病死届並悴願用人より願書出

八日 天晴 太政官書付入

九日 天晴 橋本正四位來られ東京御所より御便り御返事のみ小川町より同斷

后宮泡品河西城へ御著使濟の事並ニみか君方餞別等の事申來ル故宰相典侍三廻忌ニ付繪島黒谷へ參る

十一日 天晴 今日たか下り正二位來られ

十二日 天晴 小谷東馬鶴の庖丁申付正二位來られ

十三日 雨 岡崎藩警衛免しられの事同藩より書付ニて申入有留守官より書付入日誌廻る

十五日 雨 貞秀院來る

十六日 曇天 星野付用人に申付右事靜岡より申來る

十七日 天晴 正二位來られ東京御所より御便り著直書返事有岡崎藩午刻引拂兵部省より一小隊付られ

十八日 天晴 橋本知縣事來られ

十九日 天晴 新嘗祭神祇官へ付られ候事留主官より達し祇候より廻る御省略の事東京より申來り候よし坊門より申來る中根昌五郎の事仲村より申來る

二十日 天晴 小倉新正四位來られ

二十一日 天晴 慶喜免しられの御禮東京へ出す藤今日上り

二十二日 天晴 正二位來られ

二十三日 天晴 富今日退出

二十四日 天晴 新嘗御當夜ニ付丑刻迄夜深し

二十五日 天晴 小倉了照來る

二十六日 曇天 正二位來られ當方月千金あて斷られ候事書付ニて申聞らる東

京 御所へ御便り出照高院宮泡來ル二十八日御元服御吹聴

二十八日 天晴 照高院泡御元服ニ付ひたひ一宮進上玄關番使

三十日 天晴 來三郎初願書出

十一月

朔日 天晴 正二位來られ來三郎初靜岡支配の事ニ付同人初願書差出候ニ付戸田へ正二位より申進られ候文案文宮内省より靜岡藩支配の様申達しられ候書付英造より正二位へ出す土山明日東京へ出立いとまに來る 行在所より御便り著仲村より中根の事再應申來る

二日 天晴 正二位より昨日戸田へ文通の事繪島より静岡重役に申遣し候方宜敷やと申越さる尤乍とても役ニハ立難候と返事出す小倉來る

三日 曇天 照高院より御元服ニ付于たい一宮送らせられ繪島召ニ付今日太宮御所へ參る酉刻歸參御所御機嫌之事並ニ御言傳ニ色々拜領物あり上藤初頂戴物有

五日 天晴 太宮御所御省略の事同御所取次より達書來る

六日 天晴 正二位來らる來三郎初願書の事戸田へ急速出され候よし也御舊院元賀陽の御殿へ移住ニ成り候哉の事 行在所へ御便り出

七日 天晴 用事有藤參 内酉刻過歸參

九日 天晴 來る十一日たんしん祝御留守中ニ付祝延しの事表方へ申出す小倉來られ照高院宮様成らせられ

十一日 天晴

祝延しいよ御靈へ代參並ニ夕飯祝酒出一紗著かへ等ハ定メ通也

十二日 天晴 近衛從一位殿橋本正二位小倉等入來静岡より便り著錦小路御品の預書出加藤餘十郎を以申遣し候ニヶ條同人より安見初へ書狀にて返答申來

ル仲村初の事ハ相違無取計可申事兩山代香ハ定め付候迄ハ出來かね候よし也右返書ニ猶定め付候ハ出來候様取計候様と申遣し候様安見初へ申付

十三日 曇天 吉川來三郎事藩内用向申付度義ニ付屋野と引かへの事静岡公用方より宮内省に願出候書付橋本より廻さる來三郎よりも同役へ申來り候よし也

十四日 天晴 御所より勢州出火ニ付東京にて九日晚より二夜三日御神事御當日ハ廢朝にて御鎮有らせられ候事 行在所御内儀より申參り候よし表へハ未申參らす候よしゆへ鎮方の處は追々申越され候よし也日野西來られ了照來る昨日來三郎一件の事正二位へ申進す猶かん考申越され候よし返答也

十五日 天晴 江坂來る年男安見へ申付

十六日 天晴 小川町屋敷より便り著別段用事なし正二位より先達て用人共身分の事矢張繪島より静岡重役へ申遣方宜敷やと申越さる

后宮泡より御便り著

十七日 天晴 小倉來られ錦小路御品彌送られ候様返答正二位へ相談の事頼書付三通入右ハ服製の事傳馬所の事大宮様來ル二十三日泉山御拜參達しそらじ

の事坊門へ相たん表向御鎮申出す候間宜敷旨申越さる依而十九二十一日治定
平井所勞ニ付願書出

十八日 天晴 正二位來られ戸田に申遣され候返事宮内省より來り用人初靜岡
支配至當の事ニ付治定よししし容易ニ引替致間敷様右藩へ宮内省より達し
られ候よし並ニ家族引まとめに付御手當の書付等廻る明日御神樂ニ付御鬮の
御品拜領明日賀陽舊殿へ正二位初見分ニ行かれ候よし也

十九日 天晴 今日卯刻より掃除玄關番並ニ添役勤行在所より御便り著

慶喜御禮の御返事小川町より同斷來三郎の事申來る今晚御神樂ニ付夜深し

二十日 曇天 藤用事下り

二十一日 曇天朝雪 表掃除正二位來られ繪圖持來らる靜岡へ彌便り出す様申
聞らる 后宮より御便り著 布ち上りの事

二十二日 朝雪午後晴 土御門御使來られ靜岡より便り著

二十三日 天晴 暮の祝儀下され祇候兩所へ玄關番使にて出別段は上藤文にて
出す小倉來られ

二十四日 天晴 いしへ暮の下され高階より御品献上の事伺桂様伺合の上治定
の事

二十五日 曇天 橋本正二位 山陵代拜ニ參られ御正當ニ付大宮様桂様へ進上
物有橋本よりやす再願書廻さる

二十六日 天晴 祇候へ代拜のあい拶ぶりの事桂御所へ尋文出す御留主の長官
寒中見舞ニ來られ桂御所より明春御年忌ニ付正月二十六日御付法事上げられ
上藤御代香二月ハ未御分りかねのよし申來る御留主官より書付來る右ハ二十
五日祇候へ代拜あいさつ物の事

孝明天皇の御祭典神祇官にて被爲行候ニ付諸官參拜の事也

二十七日 曇天 靜岡より公用人上京新三位より文この内到來清書見せられ
公用人正月四日比出立のよし也正二位歳暮ニ來られ安見正月三日は、かり日
ニ付年男理松田ハ輕服故齋藤へ申付榊原鐘藏初今二十八日東京出立のよし正
二位申され用人へ同斷申來り候由星野ハ同二十五日出立の由山陵代拜挨拶物
送る御留守官より書付來る右ハ勢州燒失ニ付御拜廢朝等の事也四通元旦河原

練兵場祝砲の事 春の式の次第等也

二十八日 曇天 大宮^泡御初へ歳末御祝儀申入使出近衛新一位殿歳末ニ御入來
錦小路よりとそ到來御所より御歳暮ニ付例の通拜領物有星寶船廻る内の女房
より歳暮の文來ル中山正六位よりとそ献上今朝茶屋そうじ橋本より元刑法
官見分の事正月四日五日のうちと繪嶋へ申越さる五日の方と返書出す安見る
ハ膳同斷の事近衛新從一位殿より寒中御見舞來る

二十九日 曇天 小倉歳暮ニ來らる

大宮^泡后宮^泡桂^泡より歳暮の御祝儀表向御文來る星返上上藤文

小川町より便り著天璋院御方初へ年始初進上物定め書付兩山へ御年回の節斗
備物書付廻る右仲村より同人よりふちへ春の直書進し候や否尋ニ越す
后宮様より御便り折ふし海苔拜領兩局より歳暮の文來る

三十日 曇天 星開限^て濟ニて御所より廻る寶船奥表士分迄遣す

明治三年

正月

元日 天晴 辰刻祝濟吉書次ニ藤初一同口祝遣す用人一同格まで繪島より口祝
遣す大典侍初隱居の人々三仲間一同隱居迄年始文來る星御所へ返上橋本正二
位來られ口祝を進す表にて祝酒出

二日 天晴 祝事昨日の如難波野宮來られ奥へ通す上藤出會口祝年玉進す静岡
公用人明後四日出立に付來ル右の者へ此度龜井初へ繪島よりの書狀渡す

華頂宮^泡滋野井等年禮に入來東京小川町より便り著天璋院御方初より寒中歳
暮たん生日等の文來ル天璋院御方實母御死去に付引籠の事仲村より申來ル

三日 天晴未刻過雨 祝事昨日の如東坊城來られ難波等の通り御留主長官山階
宮^泡近衛從一位殿年禮に御入來白川梅溪同斷近衛新從一位殿同斷に付御入來
今晚節分酉刻前豆うち年男居間は齋藤次は飯塚右相濟年取

四日 曇天午後雨其後晴 鏡開小谷東馬蓮觀院初より年頭の文來ル正二位來られ行在所より御便り著
孝明天皇泡御祥月御機嫌伺の御返事御一新ニ付四季共足袋免しられの事申承る
五日 雨 元 官見分ニ繪島いく參る泰榮院方より便り著
后宮泡より御便り著御くわし給ル増上寺より海苔到來繪島いく酉刻歸參
六日 曇天 油小路來られ繪圖出來安見橋本へ持參す千種さし櫛より御土産到來
七日 天晴 祝事刻限二日三日の如し
大宮御所より御年玉拜領
八日 天晴 靈かん寺宮より御年玉到來
桂御所より同斷藤初繪島從農へも下さる三位よりも到來
午刻過旅萬歲來ル高野來られ橋本正四位より年頭文並ニ到來物有清水谷正二位來られ

九日 天晴 西洞院八條正二位來られ中院正二位同斷
十日 晴折く雪 東京便り御所后宮泡へ御年玉進上やす願の事等也
聖護院村百姓家今度上京の星野榊原初へ明渡しの事京都府より申付られ候ニ付明日此方用人初土木司等見分引渡の事安見より申入有
十一日 天晴
后宮泡より御年玉給ルふち繪島從農へも同斷
后宮泡より年頭ニ付表向御文使有小倉より年始文來ル
十二日 雪已刻晴 小倉へ年玉送ル大典侍初より年玉到來家族引つれ上京の者共居宅此方へ今日渡し濟
十三日 曇天 小倉從三位年禮ニ來らる正二位來らる
十四日 天晴 瑞龍寺宮より年玉到來土御門まさ丸年禮ニ來られ富小路初孝順院了照より年始文來ル正二位より年玉到來星野榊原初十人著届出小倉正四位來られ橋本同斷
十五日 天晴 祝事七日の如桂御所へ御年玉進上玉の井初へ同斷御所より御年

玉拜領星野榊原出仕星野より新三位慶喜口上申入繪島面會仲村より右禮文來ル午刻吉書焚表與よせ庭上用人繪島より吉書請取用度へ渡す同人火に入用度初庭上に著座昨日橋本より加川の事昨日御所より仰出され候ニ付日限此方申進候趣申來ル右返事一應此方よりも御内儀へ申入日限は筆頭へ申出し候や否相談の事申遣す靜岡より年頭使大久保一翁上京のよし虚舟より申入

十六日 曇天 正二位より昨日の返事有いしの事ハ別段御内儀へ伺ニハ及ハぬよし申越る渡會知縣事從三位宣下正二位より吹聴有

十七日 天晴 小川町より便り増上寺元之通に相成候事祐天寺より吹聴の文見せに來ル田安へ御達しの書付廻ル天璋院御方極月二十八日忌解の事駿河より申進られ候事申來ル小倉來られ橋本へ行れ候よしニ付いしの事傳言す小川町へ大宮出

十八日 朝晴午後曇天 靜岡より當年の三千金來ル公用方持參也飛鳥井三位年禮に來られ中山來ル高階來リ候様申付

十九日 天晴午後霰 高階來ル加川の事來ル二十七日と申付正二位よりいしの

事申越さる返事に今日高階へ日限申付候事申遣す午後又正二位より申越さる取次より書付入田安初の事也

二十日 朝雪午後晴 小倉來られ大久保一翁上京ニ付明日明後日のうち參り候て宜敷や用人より伺明後晝後と申出す

桂御所より同事の御返事來ル猶又御文の事伺ニ出御返事右御内々のよし候也大宮の役人より年玉到來星祈禱の札御所より廻ル渡會知事昇進吹聴文來ル

二十一日 曇天 正二位來る泉山拜參の事來月四日午刻治定祇候より追而達し

よし也御所より伊勢多賀の御札參る

二十二日 天晴 大久保一翁午刻前來ル繪島出會年頭祝詞別段用事無野村よりも同文來ル新三位慶喜より到來物有一翁河野九郎淺野次郎八より到來物有三位清書見せられ候仲村齋藤初の事一翁へ申付承知也吉川の事尋藩内都合にてのよし悪しくは取計申さす相應役儀申付られ候よし同人返答也三位へ進し物書付にて渡し置候一翁並に河野淺野へも遣し物有口上返答直に申聞二十四五日比出立歸藩のよし也橋本三位より御賞典米拜領ニ付心祝のよしにて寄肴到

來后宮泡より御便り鮭給ル

御所より御便り用事無桂御所より御返事來る

二十三日 天晴 御年忌に付今日より二十七日迄精進の事小倉來らる

桃園帝様御初崩御の御日表向ハ廢せられ候ニ付來ル二十六日

仁孝天皇様御祭有らせられ候御事東京より仰參り候書付坊門より廻さる右ニ

付來月拜參の事いか、や相たんニ松田右書付持參橋本へ遣す戌刻歸參拜參ハ

明後二十五日午刻治定の趣正二位申され候よし申入彌二十五日と治定す

二十四日 天晴 所々へ心さし出ル正二位より文にて小休無事申來ル日時用人

へ兵隊の事泉山へ達しの事道筋の事申達しの書付來ル坊門より明後二十六日

神せん供有らせられぬうちハ清からぬ人ハ參られぬ事申越さる付てハ藤輕服

にて代香いか、や藤より同人へ尋文出す今日奥表一同へ非時遣し候事橋本よ

り文にて今日ハ來られぬ由申越さる御祥忌御當日に無は山陵へ參り宜由坊門

より返事來ル

二十五日 朝晴折々雨 了照來ル小鳥をはなす午刻出門橋本正二位付添供百井い給鳥ゆき

方丈に著夫より 山陵參拜次ニ御廟へ參ル次ニ

御尊牌殿へ參る終而方丈え歸り御所大后宮泡より御心さしの御品戴繪島新善

光寺に面會にて明日付法事の事申付午刻御初り御道師しゆん巖御長老申半刻

歸殿了照一宿の事留主中ニ蓮觀院初薙髮一同より見舞到來京極藤より同斷

二十六日 天晴 藤兩寺へ代香御所方並に女中向より見舞到來百井里より同斷

此方よりも表向内々共所々御見舞出此方表奥一同よりも到來祇候よりも同斷

非常附へ廻文橋本より廻ル申刻藤歸殿

二十七日 晴午後雨 御祭典濟に付三御所桂泡より御まないた、く小倉來られ

今日賀川初て出表客之間にてみやく計也高階誘引表錠口より中半迄用人誘引

夫より年寄誘引次之間にて上藤口祝遣す小川丁より便り著天璋院御方初より

年始文來ル冬年冬の内進し候あいさつも申來ル仲村初よりも年始文來ル到來

物あり

御留守官より書付三通廻ル

御崩日御改御留守官京都府へ合併の事

天神地儀八神殿並に

御代々様御祭り行幸の事節儉の事等也御留守官の事取次よりも達し有

二十八日 天晴 紀州より便り著正三位奥方より到來物有星野より役替ニ付け

ん物鐘藏より土さん到來橋本故大納言正當に付備物正二位へ廻す

二十九日 天晴 近衛新一位殿より寄さかな到來

二月

朔日 天晴 近衛新從一位殿御出御申置

行在所より御便り著御年忌御尋ニ御菓子拜領同斷ニ付仲村初より便り著

二日 天晴 繪島所勞に付高階呼寄來ル同斷ニ付賀川内々呼に遣す飯塚養母死

去ニ付定式引籠届出繪島へ八坂神社へ祈禱申付候様御初穂遣す桂より此間の御移り參る

三日 天晴 賀川來り繪島見舞ふ大瀧よりつゝみせんの禮ニ到來物あり

行在所より便り著御忌日御内實發せられの事表向御文にて仰參る

四日 天晴 桂御所へ問合事申進す

五日 天晴 小倉來らる桂御所より昨日の御返事有ねはんかけ天神かけ等有らせられぬよし仰參る正二位來られ御用掛是よりハ止メの事申聞ス賀川へ遣し物有

東京神官へ 聖忌ニ付行幸達書入齋藤初御手當頂戴分配書付入

六日 雨 正二位來られ男子向家族引まとめ東下ニ付御手當下されの事に付來られ候事后宮泡より御便り著折ふし海苔給ル御歳暮御祝義申入候表向文の御返事御年玉上候御返事宜旨初同斷風邪御尋の御禮申入候御返事等也泉山へ參拜ニ付用人初へ遣し物今日從野より遣し候事

七日 天晴 行在所より御便り著海苔拜領やすの事等也小川丁よりも同斷梅溪より一通文來ルやすの事正二位へ申進す星野より此程の返し遣す土山從五位歸京ニ付明日來り候よし申入有

八日 天晴 正二位來られやす永暇ニ付御扶持春三月分遣し宜旨申され土山矢張是迄通の方可然や繪島へ相談せられ同人より臨時用向ハ頼候様致度旨申入

依右ニ治定土山へハ正二位より申達しられ候よし也酉刻土山來ル到來物あり
九日 天晴 小倉來られ齋藤英造三田助十郎用度以下十一人家族引まとめニ付
御手當頂戴御禮申入右ニ付來ル十三日當地出立致度旨伺尤橋本へハ申入置候
よし也奥ニテ差支無旨申出す

十日 朝晴午後霰 近衛新一位殿より此程年玉進し候御挨拶ニ到來物あり
十一日 朝雪後晴 正二位來られ土山事矢張御用掛兼勤ハ止メ臨時用向の節頼
候様ニ治定の事申聞られ齋藤初東下ニ付て東京逗留三十日十五日つゝ旅行と
申付られ同人初東下ニ付手元より一包遣す小川町より便り著仲村より精進解
に付御まな到來寒中ニ付到來物の返し遣し候禮等申來ル

十二日 天晴 齋藤三田初明日出立ニ付暇ニ出仕其節從濃より封物渡す松本初
も出天璋院御方へ年頭の直書文ハ常の通右ニ付御まな進す藤よりも此間鮭到
來の挨拶並ニ此方よりも御まな進上の事等也繪島從のよりも野村仲村へ文出
す行在所へ便り出御所へ御年忌ニ付御菓子折ふし海苔拜領の御禮后宮へ海
苔の御禮御所へ三條初相談頼にて宜や伺等也右木文筥は昨日御所へ出る

十三日 天晴午後雨 齋藤初出立昨夜出火に付黒御所方へ見舞使出る昨夜不行
届に付星野初當番の者進退伺差扣等には不及旨申出す筑後より便り著到來物
有右は進し物の禮也

十四日 天晴 小倉來られ常盤の御所へ出火見舞に重の内出

十五日 天晴 近衛新一位殿御出奥へ御通し申入靜岡より便り著一翁去ル三日
歸藩候事申來ル中山從六位大學校へ出仕に付高階中典以代ヒ仰出され候事土
山來り右申入土山並ニ廣瀬省中の事は此方掛り仰付られ候よし同人より申入
常盤御所より御挨拶使來ル

先達而用人初進退の事に付靜岡家令へ繪島より申遣候事返事來り兩條共政事
廳役人へ申置何れも心得居候よし也

十六日 天晴 正二位來られいしの並ニ土山の事申聞られ宮内省役人分文字マ、ニ成
候ニ付此方ハ烏丸廣瀬土山等也高階來り代ヒ御禮申入星野事年給等吉川の跡
頂戴の事靜岡より申來り橋本下知濟のよし當人禮ニ出來三郎義は政事廳住居
兩様使番役松平芳太郎差繼申付られ候よし大參事初より星野へ申來ル何れも

書付三通也榊原より申入桂御所へ上巳の事ニ付御尋申入御返事參る未御分りかねの事共也

十七日 晴申刻雨 春より長暇願濟禮文來ル小倉來られ小川町より便り著御年忌ニ付天璋院御方初より見舞申來り于菓干到來精進解ニ付天璋院御方斗御まな來る日光御札圓覺寺御札仲村より廻す

十八日 曇天午後晴 留守官より書付三通入大藏省廢しの事宮華族宅地京都府管かつの事イスハリヤ公使參内の事 船規則の事等也口向末の者役替申渡し濟當府にて申入有此程出火見舞の禮ニ當盤御所上蔭來ル行在所より御便り著御年玉拜領御禮申入候御返事並に女中へ挨拶の返事御年忌ニ付御機嫌伺御菓子上候御返事其内に二月四日祈年祭行はれ候事仰參る二月八日出也

十九日 天晴 正二位より近衛從一位殿橋本亭へ御出にて御住居を此方へ御讓りの事御申の由に付いかゝや尋に越さる面會の上否申入候事返事出す
后宮より御歳暮の干鯛御取落し廻さる桂御所より上巳ニ付御留守中故東京へは文斗御ひいなへは宮中へ兩御所共上ル大宮へ例の通御供の女中へは重

の内代金にて進上候御留守女中へは小重の内進候事仰參る

二十日 天晴 大宮御所桂御所へるまいとまの事御届出す正二位來られ近衛殿の事先半分程借受尤外々の修覆官よりのよし其餘色々申聞られ此方表向人數京都府に出す書付出來にて正二位持歸られ候

桂來ル二十三日御たんしん御祝御留守中ニ付御延引の事仰參る

二十一日 天晴 小倉來られ小川町より便り著天璋院御方より到來物有天御方足痛の由にて年始の文延引斷申來る大宮御所より御庭の草にて仰付られ候御からん給る實成院より到來物有仲村小の田よりも同斷増上寺御靈屋向先達中の達しは取消ニ成今度元の通ニ相成候事大僧正より仲村へ文にて吹聴申越干菓子一箱到來戌刻御所より東京兩頭より二月十六日坊門三位へ申來り候文並に此方へも兩頭よりの文届られ右の譯柄は當春還幸御延引の事也坊門三位へ仰參りし文寫

左様に候へは此度三位殿岩倉殿より申入られ候には三月四月にかゝり候とも當年は大嘗會も是非行はれ候御事に有らせられ候儘還幸と申入られ候

處もはや三月にも程無相成候へ共とふもくは是なれば先三四月ニ還幸成られ候ても御宜と申上候御運にも至不申故右に付段く心配も致居候事ニ而西京の方も又く還幸あらせられず候は、下々迄人き立定めてさわき歎候事とは存候へ共何分小國の事故とふとも取おさへ方候やと存られ候へ共東京の方はよほと大國にも御座候事よほと多人數ゆへ是らさわき立候ては中々取おさへ方も猶さら致難六ヶ敷次第ニ及候事右ニ付昨年より大宮泡桂泡へも段く申上何れ三月四月ニかゝり候とも還幸と申上候て又御延引ニ成られ候ては誠ニ何とも實に恐入只當座の御心安めに申上候様に相成何共此邊深く恐入候へ共とふも三四月還幸成られ候御事は六ヶ敷付而は當秋ニても御まぢかひ有らせられず還幸と申上度候へ共只今より左様の御事を申上又く無據義次第に成御延引と申様成御事ニ候ては猶さら恐入られ候儘是は今より何とも申上られず此御譯柄をとくと申入られ候ニ付昨日辨官出立ニて御留守長官へ向とくとく申入られ長官より大宮泡桂泡靜寛院へも申入られ候へ共猶此御事を御内義よりもよろしく申

入候様申され候儘よろしく申上候誠ニ

御上にも還幸あらせられぬ御事御残念に思しめし候御沙たもあらせられ候其邊は深く恐入存候へ共東京も先是なればおたやかに相成候御事御覽あらせられ候

上還幸の事願候と三條殿申され候扱々御苦勞泡恐入候東京にて大嘗會行はれ候御事もいかふ御六ヶ敷御様子泡にて是又恐入候以上

今一ヶ條は御植泡瘡の御事表々申入ニ付西京より供奉のいし一同より御宜と申上候書取差出候様仰付られ未上不申由也此方へも右二ヶ條共仰參る東京へ便り出す精進の事春の直書の事藤より仲村へ申遣す仲村初之御年忌心さし出
二十二日 天晴 藤使にて繪島へ昨夜の事申遣すやす遣し候切米廻ル留守官より書取廻ル右は宮内省役人仰付られ並に宮華族京都府くわんかつの事等也
二十三日 天晴酉刻雨 やすへ春三ヶ月分切米並に品物目錄遣す桂泡泡上巳ニ付三仲間遣し物有無會合に出す下され無由御返事申來ル
二十四日 朝曇天巳刻過より雨 小倉來らる日誌廻ル

明治三年自九月十九日
至十一月二十四日

孝順院へ例月二十六日泉山拜參不參の節に申來り候様申遣す例月兩人共拜參のよし返事有

二十五日 天晴 行在所より御便り著 聖忌ニ付御菓子拜領御祭典濟ニ付御まな拜領の御禮申入候御返事 后宮泡より御年玉並に御祭典濟ニ付御まな給り候御禮申入候御返事久禮波よりくわし到來華族家族引越の輩便の事書取留守官より來る

二十六日 折々雨 了照來ルなみ全快ニて明日出仕の事申入靜岡より安見初へ便り著慶喜事一堂と呼名付候事申來ル

二十七日 天晴申刻前雨 正二位來られ桂泡より長岡の天滿宮御札戴

二十八日 天晴 京都府より書付來ル右ハ山口藩脱走人の事也

三月

朔日 雨午後晴 小倉來られ大宮御所よりひるなへ縮緬十卷御まな一折給る

前大御乳よりひるなの袋菓子廻る 行在所への便り宮中へ廻す

還幸御延引御内意の返事上巳に付御所后宮泡へ御祝義由入文斗女中へ重の内

代金廻ルやすの届等也

二日 天晴 大宮御所へ近々節句ニ付御ひるなへ二種一荷進上

三日 雨 近衛新一位橋本小倉來る上巳ニ付宮中より御縮二疋御なか二ゆひ拜領御文ちらし也ひるなへ二種一荷御盃臺御杉折寄さかな給る御文は東京より廻り候よし也 一字不明 ひるなも廻る前大御ちより御出來の御菓子廻し戴后宮泡よりひるなへ縮緬十卷御まな一折給ル桂泡よりひるなへ二種一荷給ル御所女中より硯ふたさかな到來此方より

宮中へ御ひるなへ二種一荷后宮泡桂泡へ同斷進上坊門初へ重之内送る何れも内々の文也今日の御祝儀表向文ニて申入ハ大宮泡桂泡斗

大宮泡へは御まな一折進上大宮泡よりは御まな一折給ル兩京女中后宮泡御留守の女中菖蒲小路蓮小路富小路初より祝義申來ル

四日 雨 正二位來られ今日京都府へ參られ留守官より書付ニて朝彦元邸宅下給り候事申聞られ表方へは正二位より申渡さるゝ也右御禮文早々行在所へ可出す旨申され正二位よりも申入られ候よし也

五日 雨 行在所より御便り著此程三條西へ相談の事伺候處差支無旨仰參る小川丁よりも着静岡新三位に歳暮年頭の進し物の返事仲村へ野村よりの文來ル仲村よりも一通用事無朝彦邸給り候御禮文並ニ御禮文並ニ節句拜領物御禮后宮迄へ御吹聴並ニ上巳ニ給り物御禮文等今日宮中へ廻す正二位より坊城へ御禮文出さるる案分見せられ大宮迄桂迄へも御吹聴申入候様申越さる

六日 天晴 小倉來られ 御陵御祭日女房參拜規則の書付諸陵寮よりの達し並に仁孝天皇様孝明帝様其外様御同様月水の物止られしきみ上候事止られ色花は不苦との事坊門より結文にて申來ル綾小路來られ到來物有

七日 天晴 留守官より書付入臨時祭の事並にろうせき等の事也静岡より便り著新三位一堂より上巳ニ付到來物有

九日 天晴 小倉來られ明日午刻後五辻御使ニ入來の事宮内省より達し用人より申入右届正二位へ申入に用人出正二位より用人より直書にて明日來られ候筈乍明日留守官宮内省より御用召故不參致され候や斗難と申越さる

十日 天晴 正二位小倉來られ未刻過五辻入來錠口より扣所迄祇候上臈誘引正

二位御口上請られ直に奥へ通す誘引同上直に御請申入終而扣所へ退れ茶菓出す御口上ハ年始御祝詞並に 還幸御延引の事等仰給る御使給り候ニ付八丈島二反海苔二箱給る御目錄書斗持參也御品物は宮内省より正二位へ向廻る

后宮迄よりも年始の御口上あり輔相岩倉大典侍初より傳言有太政官より書付三通廻る正二位今日大イ、州への御いとま願濟の由吹聴有齋藤初去月二十七日著の事同役へ申來候よし申入有

十一日 天晴未刻後雨 井里へ見舞に下り

十二日 天晴 静岡へ上巳の返事用人に渡す齋藤三田去月二十八日小川町赤坂へ出候由用人より申入

十三日 天晴 正二位へ餞別物出す行在所へ便り五辻へ頼の木文宮橋本へ出す

神原鐘藏實母死去届今日方定式引籠也近衛兩公極位辭退昨日聞召され正二位の第一と仰出され候事吹聴申來ル

十四日 天晴 橋本小倉來られ留守官より廻文來る留守次官岩下辭退阿野任官の事他所より止宿の人並に家來姓名居所の事御所方提灯印の事等也

十五日 雨晝後晴 清書出す
 十六日 雨 松本健一郎親死去の事從野迄申込有
 十八日 雨 玉島來ル留守官より廻文來ル新瀉縣之事惡銀の事遠足届の事等也
 宮中へ五辻上京の節拜領物の御禮申入右御返事に御植癒瘡先有らせられぬ御
 事行在所より申來候御文見せに來ル
 十九日 雨 昨日の御文宮中へ返進す正二位來られ明後二十一日出立のよし也
 小倉久丸卒去に付正四位三日引籠の事申聞られせん別に茶箱遣す
 二十日 天晴 了照來ル正二位へ槐進す同卿を藤へ月々渡り分兩三日には渡さ
 れ候よし申越さる花の井今日著の事御申越さる小川町より便り著天璋院御方
 初より上巳ち、の文來る慶喜名の事吉川役替等書付廻ル清水相續人仰出され
 の書付等廻る餘は雜事斗宮中より還幸御延引の御事東京より廻り候書付廻さ
 る右ニ付桂沓より御たん生日御祝の事宮中へ御尋あらせられ御祝あらせられ
 御宜旨申入られ事申越さる還幸御延引の御書付大略
 當春還幸にて大嘗會執行られ叙慮の處東京鎮撫も未行届せられす其上昨年國

々凶作にて一入御多端故 還幸も御延引仰出され候事太政官より留守官への
 達し書猶留守官より達し書也小倉へ見舞出す玄關番使也

二十一日 天晴 留守官より廻文來ル外國公使參朝の事還幸御延引の事等也小
 倉來らる

二十二日 天晴 繪島出仕三保島來ル

二十三日 天晴 小倉來られ

二十四日 天晴 照高院宮より此程御引移りに付御まな進上の答禮として御ま
 な到來近衛正二位殿へ御まな進す白川從五位昨日逝去届出る井定式引籠の事

二十五日 曇天申刻雨 小倉來られ朝彦邸先達の定之通造作致し宜や土木司よ
 り答合有靈かん寺宮へ御頼の物進す

二十六日 曇天 留守官より廻文提燈陣笠等の事也日誌廻ル明治三正月元日迄
 小川町より便り著三社清水へ御歸りの事當年徳川家年回の法事實臺院にて執
 行の事静岡より申來り候書付廻ル平井充太郎出仕さた丸三仲間三人東下の事

二内侍より吹聴文來ル

二十七日 曇天 小倉來られ請書出す
 二十八日 雨 留守官より廻文來ル二十日荷蘭國公使參朝の事也
 二十九日 天晴申後雨 小倉來られ橋本へ留主中見舞寄さかな送る
 三十日 天晴 行在所より御便り著上巳ニ付拜領物並に邸宅拜領御禮申入御返
 事並ニやす暇濟御届の御返事后宮泡よりも御同斷久禮波初役替の禮に御まな
 一折到來近衛新正二位殿へ御まな進す宮中より御庭牡丹並に御重之内拜領
 四月

朔日 曇天 小倉來られ近衛新二位歡樂に付今日不參使來ル
 二日 天晴 昨夜近火ニ付瑞龍寺へ見舞侍使出正二位歸京にて來られ吳波來ル
 御所より拜領物あり橋本やす引籠ニ付見舞出す
 三日 天晴 小倉來られ正二位より土一字大流カ到來勢州より便り到來物あり留守官よ
 り書付來ル有卦無卦祝事廢せられ候事
 四日 雨 近衛新正二位より到來物あり
 五日 天晴 内藤孝太郎今度外務省寫字生に仰付られ候より書狀にて申越し候

趣用人より申入有

行在所より御便り著五辻上京之節拜領物の御禮申入候御返事並に有卦無卦の
事仰參る

六日 曇天雨 小倉來られ留守官より達し御祭事宜命使の事也安見事繪圖持參
 にて橋本へ參ル今一應見分ニ行候様申付られ候よし也綾小路より手本認返さ
 れ東京へ大宮出但七日

七日 雨午後晴 靜岡より便り著朝彦邸拜領の歡申來り新從三位一堂奥方より
 御まな來ルいく私用にて御所へ參ル久禮波御言傳に拜領物の御禮文入狀筥い
 く持參す

八日 天晴午後雨初雷 正二位來られいく歸參

九日 天晴 小倉來られ拜領の屋敷見分に正二位繪島從濃安見初役々行向ふ申
 刻歸參大宮御所より折ふし御重之内給ル

十日 曇天 從濃弟病氣見舞に下ル但子細の所勞にて引籠の事清書出す

十一日 曇天 繪圖引直しにて伺右は橋本より宮内省へ出され東京伺濟の上に

て取かゝり候事留守官より廻文來ル日記等差出しの事也
 十二日 天晴 正二位來られ小倉來られ安見明日宮内省より召候事橋本へ申進
 す薄地繪控下書坊門より廻る
 十三日 曇天 井出仕小川町より便り著泰榮院方より歳暮年頭の文廻ル仲村
 よりも文有安見宮内省へ召候譯は安見松田は宮内省役所へ出候様との事也加
 川船曳宿番之事取次より達し也
 十四日 天晴 新清和院様當年御年忌ニ付厚き思し召泡にて七重の御塔に成進
 られ候事表向御文にて仰參る正二位來られ安見松田明後日役成の事申聞られ
 齋藤英造事大藏省出納權大祐仰付られ候事書狀にて申越候事申入三田助十郎
 初十一人歸京出立日限申來ル紀州より便り著到來物あり
 十五日 天晴 やすとみ來られ用度兼營繕方山本啓之助母七十七賀 献上
 十六日 曇天 正二位小倉來られ安見松田事用人頭取取しまり安見は宿免し日
 勤但一六休暇の事祇候より申渡され掛川次郎玄關番兼錠口番に役上りの事申
 付られ歸京の上申渡し也

十七日 天晴 山田勘三郎泉田幸三郎本役並ニ申付候事安見より申入あり
 十八日 天晴 日誌廻ル明治三自正月十四日 至三月二十五日
 十九日 天晴 つく上ル小倉來られ
 二十日 天晴 留守官より廻文右は提燈の事也御留守后宮御所へ封物出す小川
 町より便り著仲村より英造の事並に静岡女中名目唱替の事野村より申來り候
 文廻す
 二十一日 天晴 正二位來られ用人一人廢しの事門番の事並に金剛院願書見合
 の事申聞られ掛川初五人着届
 二十二日 天晴 小倉來られ千々初六人吉田山へ出福田郁太郎此方付宮内省に
 て仰付られ此方にて用人格申付候事留守官より達書府藩縣賞の事駒場野行幸
 之事新錢の事賀茂祭の事等也掛川初著之者出仕
 二十三日 曇天 安見松田役成に付御まな一折献上加藤忠次郎昨日著今日出仕
 膳方下役以下増扶持遣し候事飯塚初四今日著届清書出す右は二 十四日
 二十四日 天晴 飯塚初出仕三田助十郎松本健一郎明二十五日著之處静岡於表

用向有之候ニ付一日滯留二十六日京著の事申入有橋本より繪圖の事申越さる
二十五日 天晴 留守官より奉書廻ル小倉來られ

近火ニ付小倉高野來られ櫻木へ同斷ニ付見舞使出同斷ニ付近衛新二位來られ
禁中后宮御所より御尋使有祇候より返答油小路野宮來られ未刻過沈火
御所后宮御所へ御禮使松田勤

二十六日 天晴 正二位來られ繪圖の事ニ付申され今度拜領の地所不殘拜領の
由長官申され候よし也三田松本著届也

二十七日 曇天晝後雨 三田松本出仕天璋院方より到來物有清水從五位より相
續ニ付わた十巴到來右は三田持歸るいく初五人他出日野西今度非常付仰付ら
れ候よしにて來られ候事

賀茂祭に付御祝の御品今日給ル

二十八日 曇天晝後晴 小倉來られ繪島水藥師へ參詣右は新清和院様御法會執
行ニ付て也申刻過歸參

二十九日 朝雨後晴 綾小路正二位來らる

五月

朔日 天晴 正二位小倉來られ興正寺門主來ル

二日 天晴 桂宮御別莊へ成らせられ候に付杉折進上す后宮より御便り著
御同所御たんしんニ付小いたたき一ふた御まな一折給ル並ニ端午の御祝義文
來ル宣旨植松よりも同斷文來ル宮内省より達書淀にて大砲打試の事也鷹司歸
京ニ付御まな一折到來侍使

三日 天晴 榊原鐘藏忌明にて出仕

四日 天晴 取次より達書來ル

五日 天晴 近衛正二位同新正二位橋本正二位小倉正四位來られ鷹司歸京ニ付
來らる御言傳有安見所勞にて引の處今日出仕行在所より御便り著吳波にて給
り物御禮申入候御返事已仲村よりも著天璋院御方外山へ行かれ候よし申來り
餘は用事無

六日 曇天 留守官より達書曆の事米國の事諸御門規則の事小倉來らる

七日 天晴 大宮より定給ル鷹司に此間御まなの挨拶に寄さかな進す侍使會